

調布市立多摩川小学校給水直結化工事

図 面 リ ス ト

機 械 設 備 工 事			電 気 設 備 工 事			建 築 工 事		
図面番号	図 面 名 称	縮 尺	図面番号	図 面 名 称	縮 尺	図面番号	図 面 名 称	縮 尺
M－01	特記仕様書(1)	N・S	E－01	既設受変電設備単線結線図（改修）	N・S	A－01	配置図 詳細図（改修後）	1/600
M－02	特記仕様書(2)	N・S	E－02	幹線・動力設備 1階平面図（改修）	1/400	A－02	1階平面図（改修後）	1/400
M－03	付近案内図 配置図（改修後）	1/600	E－03	幹線・動力設備 2階平面図（改修）	1/400	A－03	2階平面図（改修後）	1/400
M－04	機器表 器具表 系統図 （改修後）	N・S				A－04	仮設配置図（参考図）	1/600
M－05	1階平面図（改修後）	1/400						
M－06	2階平面図（改修後）	1/400						
M－07	3階平面図（改修後）	1/400						
M－08	4階平面図 R階平面図 （改修後）	1/400						
M－09	屋外平面図（改修後）	1/200						
M－10	手洗い場詳細図 水飲み場詳細図 （改修後）	1/60						
M－11	器具表 系統図 （改修前）	N・S						
M－12	4階平面図 R階平面図 （改修前）	1/400						
M－13	手洗い場詳細図 水飲み場詳細図 （改修前）	1/60						

工事件名 調布市立多摩川小学校給水直結化工事	
設計図承認日 令和7年5月19日	 調布市総務部営繕課

特記仕様書

第 1 編 共通事項

第1章 工事概要

- | | | |
|-----|------|-------------------|
| 1.1 | 工事件名 | 調布市立多摩川小学校給水直結化工事 |
| 1.2 | 工事場所 | 調布市多摩川3丁目21番地1 |
| 1.3 | 敷地面積 | |
| 1.4 | 建物概要 | 鉄筋コンクリート造4階建 |
| 1.6 | 備考 | |

- (2) 週休2日制工事の適用については以下による。
- 本工事は、現場閉所により実施する「週休2日工事」である。週休2日を補正し、予定価格を算出しているため、週休2日が達成できなかった場合は労務費補正分を減額変更する。詳細は東京都「財務局「週休2日促進工事」実施要領」及び「調布市週休2日制工事実施要領（以下、「調布市要領」）を参照すること。ただし、「調布市要領」における「経費」は「労務費」に読み替えるものとする。なお、交代制を行う場合は、着手日までに調布市へ必ず申し出ること。また、実施方式は途中で変更することはできない。この場合は、東京都「財務局「週休2日交代制工事」実施要領」及び「調布市要領」を参照すること。なお、「調布市要領」は、調布市ホームページから、東京都財務極の各要領は、東京都財務局建築保全ホームページから、それぞれ入手できる。

1.7 工事種目別概要

- (1) 給水設備工事
既設給水引込管と水道メーター及びメーター以降の一部給水管を再使用し、飲用水栓系統の直結給水化を行い、図示の各棟必要箇所へ給水が行えるようにする。
- (2) 衛生器具設備工事
器具表に記載の水栓金具類を図示した場所の適正な位置へ見え良く、堅固に取付を行う。
- (3) 建築工事
給水管改修に伴い、工事場所・運搬経路等範囲の養生、安全な作業を実施するに当たっての仮設足場、又、隠ぺい配管施工に必要な天井・床改修等内装工事その他を行う。
- (4) 電気設備工事
給水管改修に伴い新設される増圧給水ポンプへの電源を既設動力盤より供給する。
増圧給水ポンプからの警報を、主事室に設置されている既設警報盤に発報する。
天井改修に伴い照明器具の撤去、再取付を行う。
- (5) 撤去工事
給水管改修に伴い、新設給水設備に於いて支障となる部分の既設管・器具等を撤去し、又、天井・床等改修が必要となる部分の内装材・その他についても撤去を行う。撤去後の発生材については、各関係法令に基づき種別ごとに分別の上、適正な発生材運搬処分を行うものとする。

第2章 一般事項

調布市では、「ISO14001」に基づいた環境マネジメントシステムを構築・運営し、調布市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。

本取組には、受注者の協力が不可欠であることから、受注者は、工事関係者の業務管理や施工管理などに当たり、本制度の趣旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮するものとする。

2.1 適用範圍

- (1) 本特記仕様書では、「令和 5 年版 東京都機械設備工事標準仕様書」、「令和 5 年版 東京都電気設備工事標準仕様書」及び「令和 5 年版 東京都建築工事標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）に定めない事項又はこれにより難い事項を定めている。本特記仕様書に記載されていない事項については、標準仕様書のとおり施工する。
 - (2) 本工事は、設計図書に従い施工することとするが、設計図書に明示されていない事項であっても工事の性質上当然必要なものについては監督員の指示に従い施工する。
 - (3) 本特記仕様書の各項目における○については、本工事において適用させるものであることを示す。
- 2.2 特許権等の調査について
本工事に使用する機材及び施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査する。
 - 2.3 契約不適合に関する調査への協力及び立会い
契約書に基づく契約不適合に関して、工事目的物の引渡し日から 1 年以内及び 2 年以内に契約不適合調査（工事請負契約書第 41 条第 1 項の契約不適合及び不具合を確認するための調査をいう。）を行うので、発注者が求めた時には、受注者はその調査に協力及び立ち会うものとする。詳細は、発注者の指示による。
 - 2.4 成績評定について
調布市工事成績評定要綱（平成 17 年 3 月 3 日付要綱第 15 号）に基づく工事成績評定については、次による。
○対象
 - 2.5 工事の入札等について
入札（又は見積書の提出）に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
 - 2.7 各種点検、調査、見学会等への協力

- (1) 監督員が所属する部の監督員以外の職員が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立ち会い、協力しなければならない。

2.9 読み替え

標準仕様書中、「東京都契約事務規則第37条第1項」とあるのは「調布市契約事務規則第29条」と、「東京都検査事務規程第2条第2号」とあるのは「調布市工事等検査事務規程」と、「東京都の競争入札参加有資格者」とあるのは「調布市の競争入札参加有資格者」と読み替えるものとする。

基準及び請負者等提出書類処理要領（調布市総務部）並びに「工事提出書類一覧」（調布市総務部営繕課）と読み替えるものとする。

4 章 施工区分

- #### 4.2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い
- 本工事の施工に伴う光熱水費の取扱いは、次による。
○発注者の負担とする。

2 編 工種別事項

1 章 一般事項

1 節 総則

- 1.1.1 官公署その他への届出手続等（標準仕様書1.1.1.4）
- 工事の着手、施工又は完了に当たり、労働安全衛生法第88条第1項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。
- 1.1.2 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（標準仕様書1.1.1.5）
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。
- 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間当該期間については、請負契約の締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。
 - 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。
- なお、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作が可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。
- 工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- (3) 専任の監理技術者等が、技術研さんのための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。
- 1.1.3 工事の下請負（標準仕様書1.1.1.6）
- 一般ガス導管事業者が受注したガス工事に係るは、標準仕様書「1.1.1.6工事の下請負」(1)及び工事請負契約書第5条「一括委任又は一括下請負の禁止」の規定を適用しない。
- 1.1.4 工事実績情報の登録（標準仕様書1.1.1.7）

- 契約金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム（コリンズ）に基づく工事実績情報の登録を行う。
- 登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）に登録する。
- 【登録先】 JACICのホームページ「コリンズ・テクリス」を参照すること。
- 1.1.5 関連工事等の調整（標準仕様書1.1.1.11）
- 別契約の関連工事は、次のとおりである。
- 「調布市立多摩川小学校給食室改修工事」
- 「調布市立多摩川小学校給食室改修に伴う電気設備工事」
- 「調布市立多摩川小学校給食室改修に伴う機械設備工事」
- 上記別途工事と施工上関連する工事については、当該工事関係者と相互に協力し、工事全体への円滑な施工計画に励むこと。
- また、定置する足場及び作業構台の類は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。

1. 1. 6 建設副産物の処理（標準仕様書1.1.1.16）
- (1) 建設副産物の取扱いは、次による。
- オ マニフェスト等による報告
- (7) マニフェストの提示
- 受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を利用し、適正な運搬及び処理を行う。マニフェスト（紙）のうち、受注者（排出事業者）が保管すべきものについては、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにする。
- なお、電子マニフェストを利用する場合は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報処理センターから通知された処理結果について、排出事業者（受注者）が印刷したものを監督員に提示する。
- (4) 集計表の提出
- 受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出する。

- (イ) リサイクル伝票の提示
受注者は、建設廃棄物を搬出する場合において、マニフェストを利用する必要のない品目（再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等）については、「リサイクル伝票」（写しでも可）を監督員に提示する。
その様式は、受注者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるもの等による。
- (エ) リサイクル証明書の提示
受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合は、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写しでも可）を監督員に提示する。
- (2) 建設副産物の処理は、次による。
- ア 現場において再使用、再生利用及び再生資源化を図るものは、次による。
- (イ) 建設発生土の再利用
埋戻し土及び盛土については、次による。
○現場で発生した建設発生土を使用する。

- 1.1.7 過積載の防止（標準仕様書1.1.1.17）
本工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、「過積載防止対策マニュアル」（東京都財務局）によるものとする。参照する。
「過積載防止対策マニュアル」については、東京都財務局ホームページを
- 1.1.8 保険の加入及び事故の補償（標準仕様書1.1.1.19）
本工事において、受注者は法定外の労災保険（※）に付さなければならない。
また、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。
※法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。

第2節 工事関係図書

- 1.2.1 実施工程表（標準仕様書1.1.2.1）
- (1) 工事着手に先立ち、実施工程表を作成する。
 - (2) 全体工程表（ネットワーク工程表とする）、月間工程表及び週間工程表を作成し、当該部分の施工に先立ち監督員の承諾を受ける。
- 1.2.3 工事の記録等（標準仕様書1.1.2.4）
- (1) 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）の最新版による。また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。
 - 作成する。
 - (2) 写真帳の提出は、次による。
 - 作成する。
 - (3) デジタル工事写真の小黑板情報電子化（以下、「電子黑板」という。）は次による。

受注者が電子黑板の導入を希望する場合、工事施工前に監督員へ申請し、承諾を得るものとし、電子黑板対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。

なお、申請時には電子黑板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）に関する資料を添付するものとする。

ア 対象機器の導入

使用機器について、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）「第2章 写真撮影の要領4(2)」に示す項目の電子的記入ができるもの並びに信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。

なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」に記載されている技術を使用することをいう。

イ 対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の環境により、使用機器を用いることが困難な工種については、この限りではない。

ウ 使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参考にする。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」については、JACICホームページを参照する。
 - エ 本工事における小黑板情報の電子的記入の取扱いは、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）によるが、「第3章 写真の整理と保存1」で規定されている写真編集には該当しない。

件 名 調布市立多摩川小学校給水直結化工事			
令和7年度	令和7年5月	特記仕様書(1)	No.
 調布市総務部営繕課			M-01 21 枚の

第3節 工事現場管理

1.3.2 施工条件（標準仕様書1.1.3.4）

施工条件は、次による。

(1) 工事中は、施設利用者の安全に留意し事故のないように十分注意して施工すること。

(2) 工事着手及び施工時間帯については、施設運営に支障をきたさないよう、監督員及び施設管理者と協議のうえ施工すること。

(3) 資材及び廃材の搬入出は、登校時間を避けること。

(4) 学期中は給水栓を使用可能な状態とするよう、工事工程を組むこと。

(5) 断水作業及び渡り廊下等の施工は休校日に行い、施設運営に支障をきたさないよう、監督員及び施設管理者と協議のうえ施工すること。

(6) 給食室の断水は、令和7年7月14日以降に別途契約工事受注者と調整のうえ施工すること。

また、令和7年7月28日～8月4日は教職員の健康診断のため、施設管理者と協議し、指定された手洗い場を使用可能とすること。

(7) 作業箇所は養生及び清掃を行い、工事前と同等の状態に復旧すること。

1.3.4 石綿含有建材等の取扱い（標準仕様書11.1.3.2）

石綿含有建材の事前調査及び撤去等の取扱いについては、標準仕様書「11.1.3.2 石綿含有建材の取扱い」及び東京都建築工事標準仕様書「1.5.1 事前調査」、「第29章 石綿除去工事」の当該事項による。

(1) 本工事の対象である建築物その他の施設において、石綿が含有していることが判明している建材等は、次による。

○図面による。

(2) 新築、改築、増築等の場合でも既存構造物に影響を与える場合は、同様の調査を行う。

① 建築物石綿含有建材調査者講習登録規定（平成30年10月23日 厚生労働省 国土交通省 環境省告示第1号 令和2年7月1日改正）に基づき厚生労働省に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者（特定、一般）

② （一社）日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたもの。

ただし、戸建て住宅及び共同住宅の住戸部分の内部の事前調査に限っては、前記「登録規定」に基づく講習を修了した戸建て等石綿含有建材調査者も行うことができる。また、事前調査の結果について、法令に基づき、報告対象となる場合は、石綿の使用の有無に関わらず、原則として「石綿事前調査結果報告システム」により、労働基準監督署及び区役所、市役所又は多摩環境事務所等に報告する。また、報告した旨を示す資料（システム登録時の確認メール等）を監督員に提示すること。

なお、石綿含有吹付け材の除去等を行う場合の官公署への届出とは別であることに留意すること。（参考）

【報告対象となる工事】

① 解体部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事

② 請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事

③ 請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事

※いずれかに該当する場合は、石綿の使用の有無に関わらず報告が必要。

※事前調査結果の報告は原則として、「石綿事前調査結果報告システム」に登録し、一括で行うこととなっている。

詳細は、厚生労働省HP「石綿総合情報ポータルサイト」、東京都環境局HP「東京都アスベスト情報サイト」等を参照

(3) 工事を進めるうえで、現地の状況により契約図書に定める範囲外の工事を行う場合には、追加の事前調査を行う。なお、新たに分析調査を行う場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。

(4) 石綿含有ガスケット、パッキン等の石綿含有材料の事前調査及び撤去等の取扱いについては、「石綿障害予防規則」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」等の石綿に関する関係法令を遵守し、適切に処理する。

工事場所や規模に応じて、都、区、市及び労働基準監督署等への確認を事前に行う。

【報告の対象箇所】

新築工事の着手年：昭和44年

廊下及び用具庫 天井：化粧石膏ボード t9.5

※アスベスト含有とみなす。

第4節 機器及び材料

1.4.1 環境への配慮（標準仕様書1.1.4.1）

(1) 「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等に定める特別品目、特定調達品目及び調達推進品目（以下、「環境物品等」という。）の調達等は、原則として、次による。

「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等については、東京都都市整備局ホームページを参照する。

ア 本工事で指定する環境物品等は、次による。

(7) 特別品目

○環境配慮形(EM)電線・ケーブル

(4) 特定調達品目

○給水栓（節水コマ内蔵水栓）

イ 受注者は、ア以外のもので「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」に示す環境物品等の使用を希望する場合は、性能、使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を受けた上で、それを使用することができる。

ウ 受注者は、環境物品等の各品目ごとの「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト」を作成し、施工計画書に添付するなどして監督員に提出し、確認を受ける。

エ 受注者は、環境物品等の調達が完了したときは、使用した環境物品等の種類に応じて、特別品目の場合は「環境物品等（特別品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、特定調達品目の場合は「環境物品等（特定調達品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、調達推進品目の場合は「環境物品等（調達推進品目）使用予定（実績）チェックリスト」を根拠を踏まえて作成し、監督員に提出する。

また、当該チェックリストの電子情報を格納したCD-R等を、併せて監督員に提出する。

なお、チェックリストは、東京都都市整備局ホームページで最新版を参照すること。

(2) ホルムアルデヒド放散量については標準仕様書「2.3.1.1 一般事項」、「2.3.2.1.1 一般事項」(1)、「7.3.2.10.2 塗料」(2)及び東京都建築工事標準仕様書「1.4.1 環境への配慮」(2)のとおりとし、放散等級の表示によらないものは、以下の通りとする。

1.4.2 機材の品質等（標準仕様書1.1.4.2）

(2) 再生材の品質は、次による。

○次の材料の品質は、「土木材料仕様書」（東京都建設局）による。

「土木材料仕様書」については、東京都建設局ホームページを参照する。

ア 再生クラッシュラン(RC-40、RC-30)

イ 再生粒度調整砕石(RM-40、RM-30)

エ 再生加熱アスファルト混合物

ク 再生骨材Lを用いたコンクリート

1.4.3 機材の検査等（標準仕様書1.1.4.5）

本工事に使用する機材は、別に定める「財務局材料検査実施基準」（東京都財務局）に基づく検査を受け、合格したものを使用する。

1.4.4 メーカーリスト

参考するメーカーは、次による。

(1) 衛生器具 TOTO株式会社

株式会社LIXIL

第5節 施工

1.5.1 排出ガス対策型建設機械（標準仕様書1.1.5.6）

次の建設機械には、排出ガス対策型のものを用いる。

○一般工用建設機械

(ディーゼルエンジン出力7.5～260kW)

(1) バックホウ

(7) ホイールクレーン（ラフテレンクレーン）

(8) ローラ類（ロードローラ、タイヤローラ又は振動ローラ）

1.5.2 低騒音・低振動型建設機械（標準仕様書1.1.5.7）

(1) 次の建設機械には、低騒音型のものを用いる。

ア バックホウ

エ クローラクレーン、トラッククレーン及びホイールクレーン

ケ ロードローラー、タイヤローラー及び振動ローラー

第6節 しゅん功図等

1.6.1 完了時の提出図書（標準仕様書1.1.7.1）

(1) しゅん功図は、作成する。（「1.6.2 しゅん功図」による。）

1.6.2 しゅん功図（標準仕様書1.1.7.2）

しゅん功図の種類、内容及び提出部数は、次による。

(1) 図面の種類（該当のない種類は作成しない。）

ア 屋外配管図

イ 各階平面図及び図示記号

ウ 主要機械室平面図及び断面図

オ 各種系統図

(2) 様式

しゅん功図の原図の様式は、設計図書に準じた寸法、縮尺、文字、図示記号等を用い、CADで作成したものとする。（製作図をしゅん功図として提出する場合は、その原図を省略することができる。）

(3) 提出部数

ア 電子データ版（CD-R等） 2部

1.6.3 保全に関する資料（標準仕様書1.1.7.3）

(1) 保全に関する資料の作成内容等は、次による。

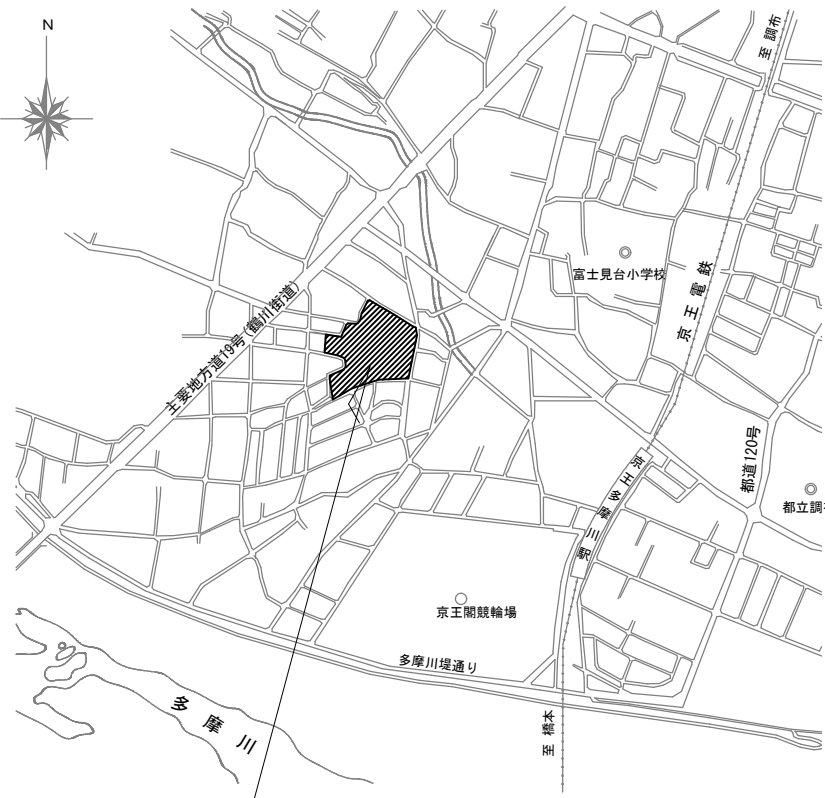
イ その他の保全に関する資料

○鍵・備品・工具リスト

○保証書

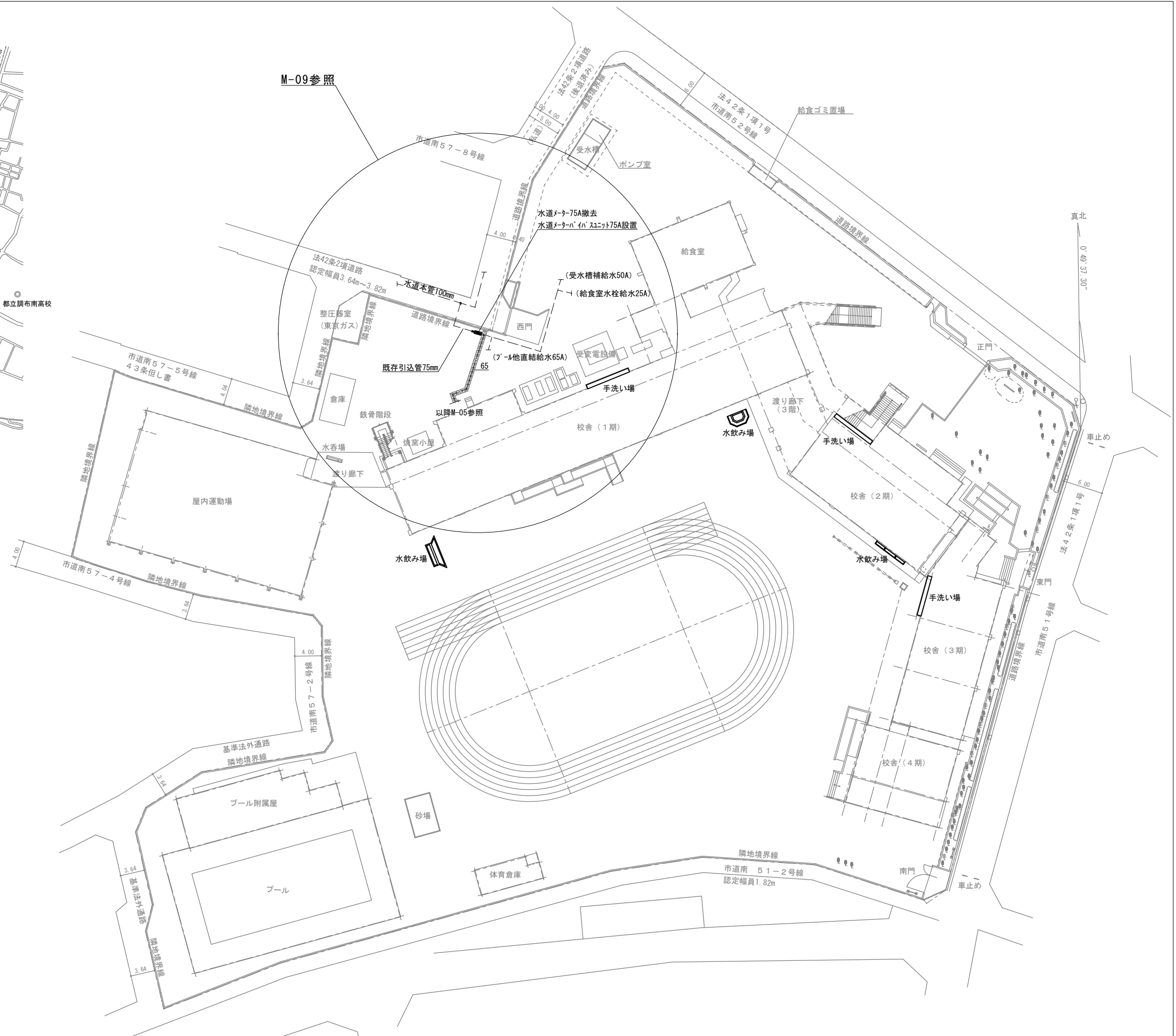
○建築物等の保守に関する説明書（機器取扱説明書、装置の運転説明書等）

件 名 調布市立多摩川小学校給水直結化工事			
令和7年度	令和7年5月	特記仕様書(2)	No.
 調布市総務部営繕課			M-02
			21 枚の内



調布市立多摩川小学校
調布市多摩川3丁目2番地1他

案内図 NOSCALE



配置図（改修後） S=1/600

 AWABIX	株式会社 阿波設計事務所		設計 令和3年度		施工年度 令和7年度		新築、増築		
			工事名		調布市立多摩川小学校給水直結化工事				
			図面タイトル		案内図 配置図（改修後）				
			縮 尺		工事種別		図面番号		
			A3 1:600		機械設備		M-03		
一級建築士事務所 東京都知事登録 第 36686 号		一級建築士 第 110040 号		石 井 陽 一					

機器表（改修後）

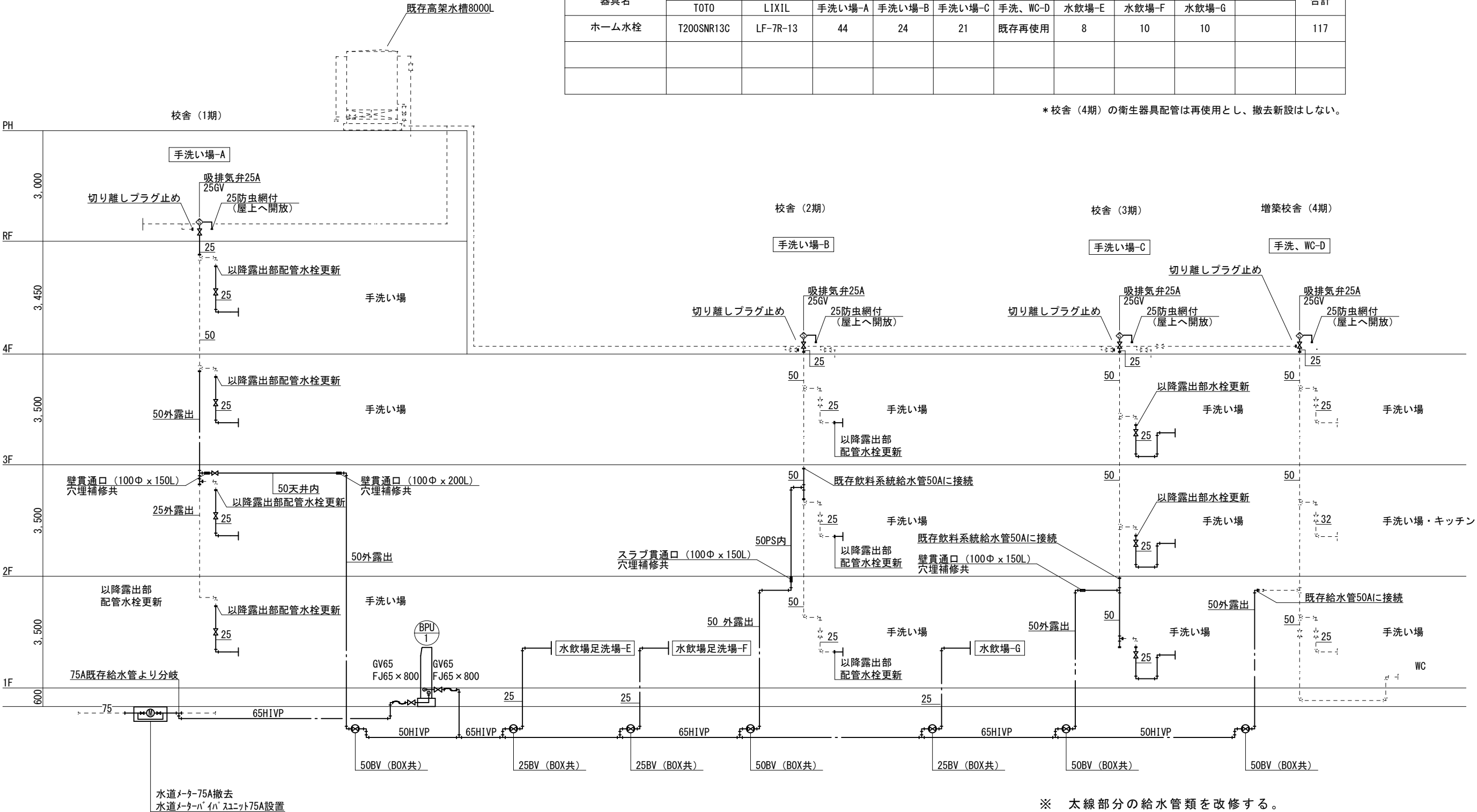
記 号	名 称	仕 様	電 源			台数	設置場所	備 考
			φ	V	kW			
BPU-1	水道増圧ポンプユニット	型式 直結給水ブースターポンプユニット						
		仕様 50φ×300L/min×32m SUS自立型 日本水道協会認定品	3	200	3.7	1	屋外	（コンクリート基礎150H）
		付属品 制御盤, 減圧式逆流防止装置他						

コンクリート基礎、フェンスは建築工事

器具表（改修後）

器具名	参考型番		個数								合計
	TOTO	LIXIL	手洗い場-A	手洗い場-B	手洗い場-C	手洗、WC-D	水飲場-E	水飲場-F	水飲場-G		
ホーム水栓	T200SNR13C	LF-7R-13	44	24	21	既存再使用	8	10	10		117

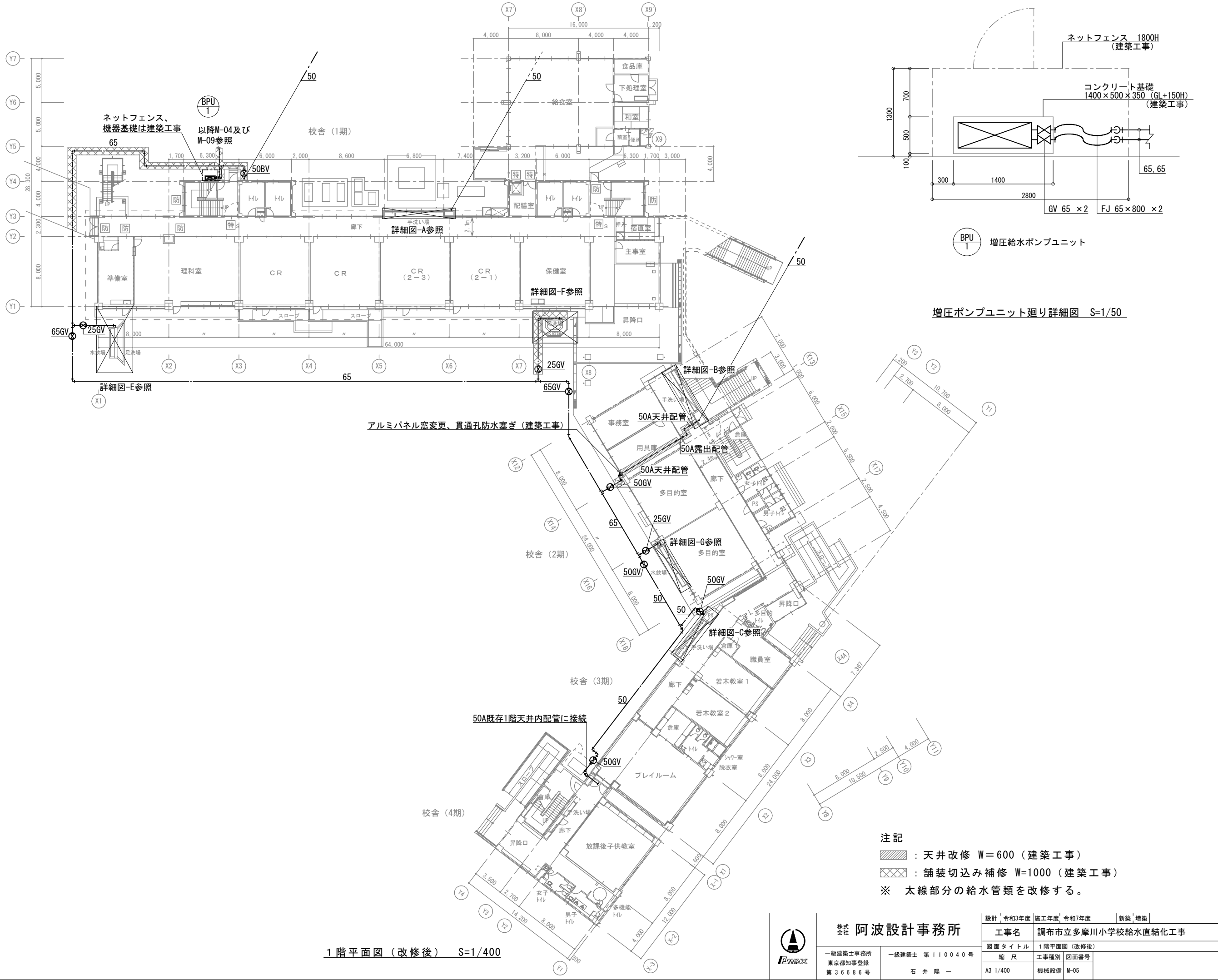
* 校舎（4期）の衛生器具配管は再使用とし、撤去新設はしない。



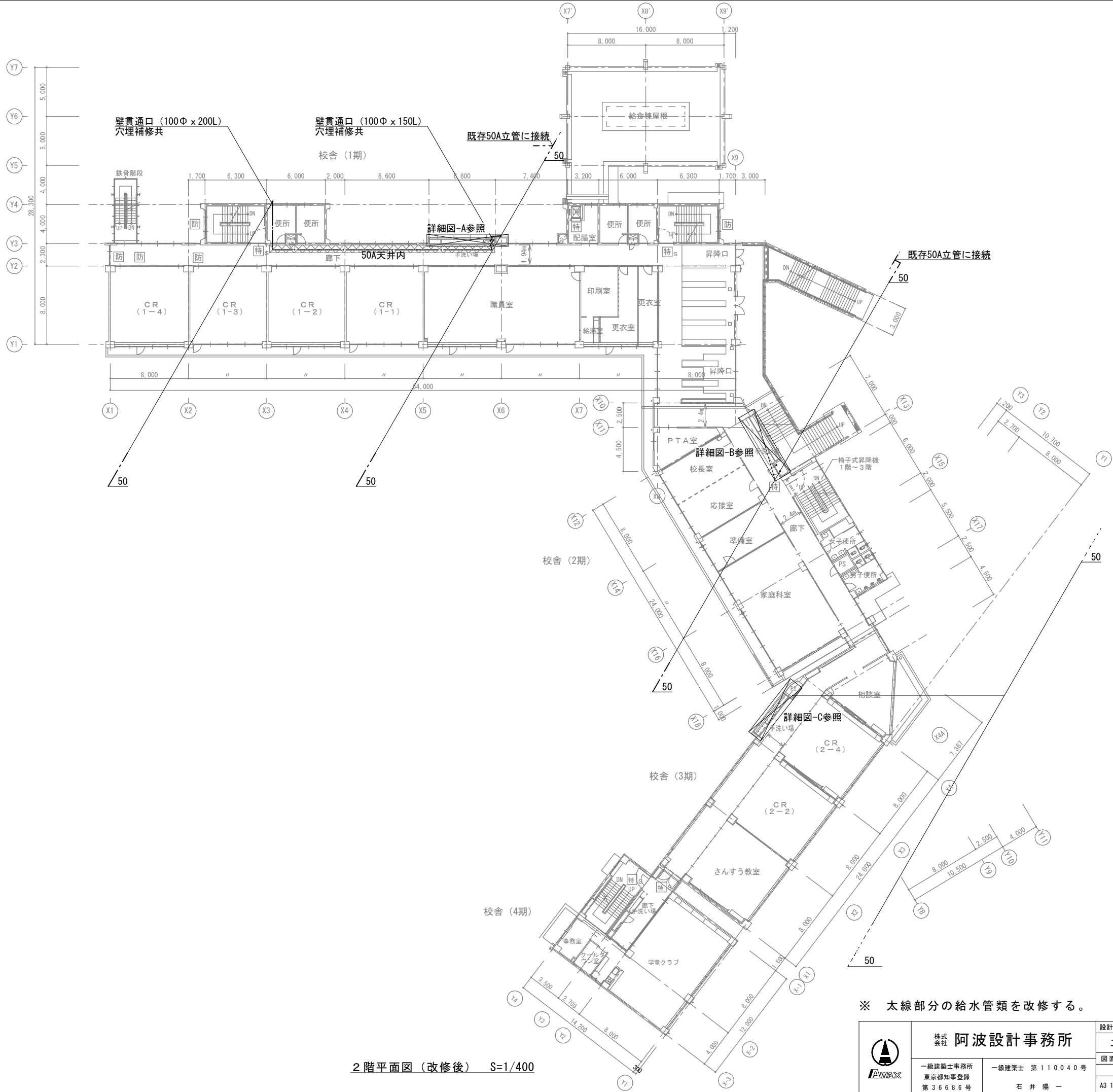
※ 太線部分の給水管類を改修する。

系統図（改修後） NOSCALE

 AWAX	株式会社 阿波設計事務所		設計 令和3年度		施工年度 令和7年度		新築, 増築	
			工事名		調布市立多摩川小学校給水直結化工事			
	一級建築士事務所 東京都知事登録 第 3 6 6 8 6 号		一級建築士 第 3 2 9 1 7 1 号 加 藤 勝 人		図面タイトル		機器表 器具表 系統図 (改修後)	
					縮 尺		工事種別 図面番号	
					A3 NOSCALE		機械設備 M-04	



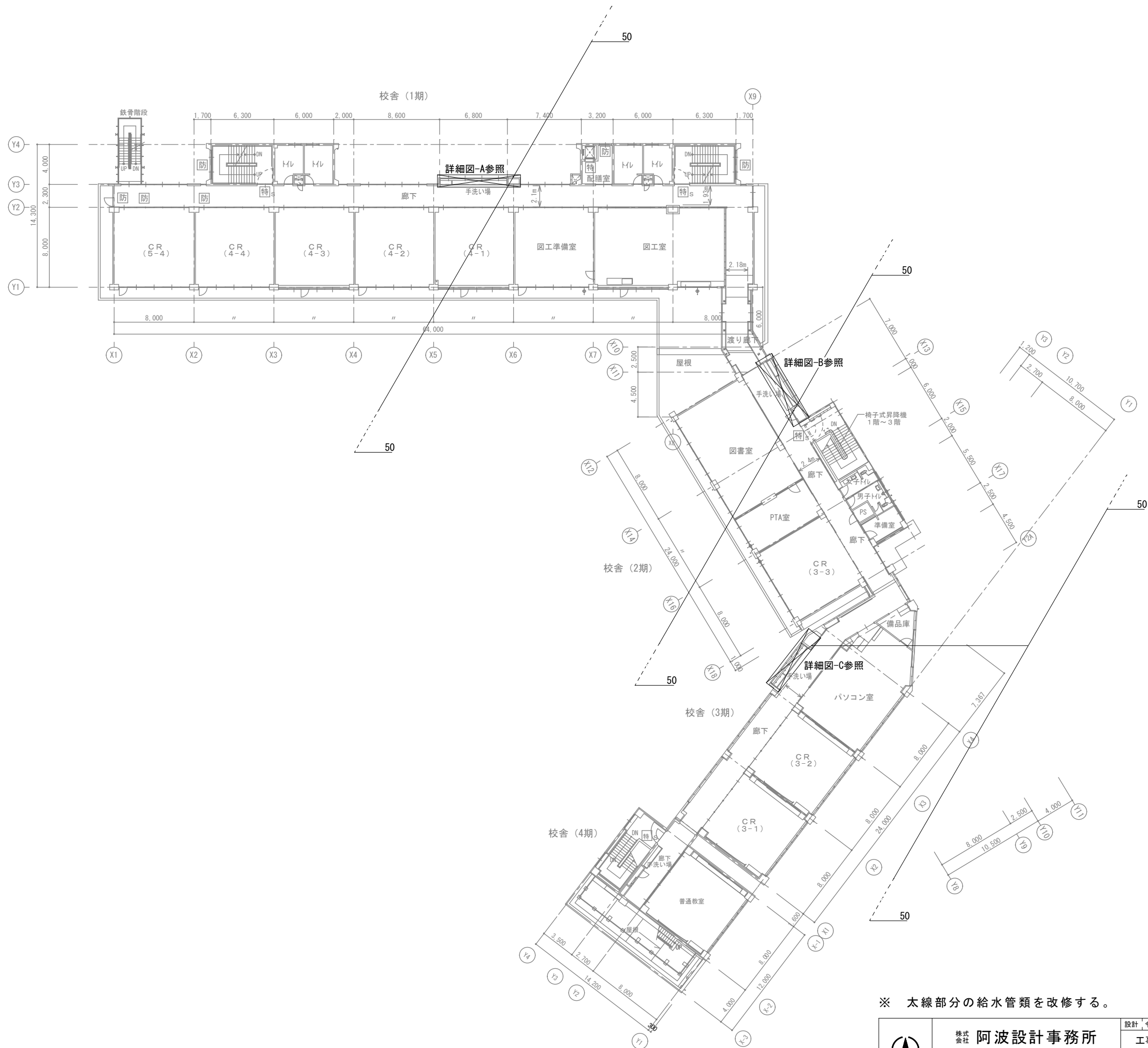
 AWAX	株式会社 阿波設計事務所		設計	令和3年度	施工年度	令和7年度	新築・増築
			工事名	調布市立多摩川小学校給水直結化工事			
	一級建築士事務所 東京都知事登録 第 3 6 6 8 6 号	一級建築士 第 1 1 0 0 4 0 号	図面タイトル	1 階平面図 (改修後)			
			縮 尺	工事種別 図面番号			
		石 井 陽 一	A3 1/400	機械設備 M-05			



2階平面図(改修後) S=1/400

※ 太線部分の給水管類を改修する。

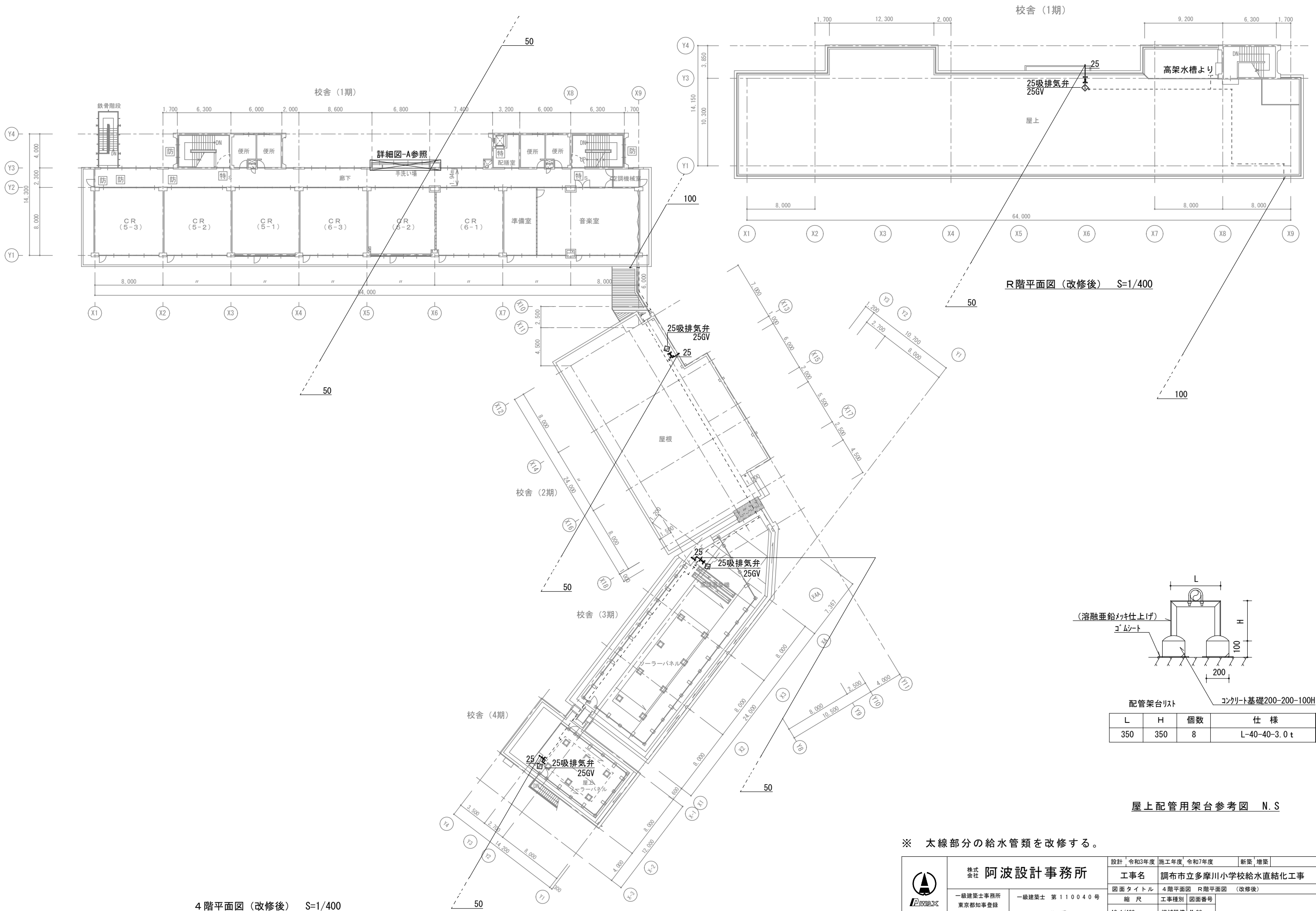
 	株式会社 阿波設計事務所		設計 令和3年度		施工年度 令和7年度		新築・増築	
			工事名		調布市立多摩川小学校給水直結化工事			
	一級建築士事務所 東京都知事登録 第36686号		一級建築士 第110040号		図面タイトル		2階平面図(改修後)	
					縮 尺		工事種別 図面番号	
					A3 1:400		機械設備 M-06	



3 階平面図（改修後） S=1/400

※ 太線部分の給水管類を改修する。

	株式会社 阿波設計事務所		設計	令和3年度	施工年度	令和7年度	新築	増築
			工事名	調布市立多摩川小学校給水直結化工事				
			図面タイトル	3 階平面図（改修後）				
			縮 尺	工事種別	図面番号			
一級建築士事務所 東京都知事登録 第 3 6 6 8 6 号		一級建築士 第 1 1 0 0 4 0 号 石 井 陽 一		A3 1/400	機械設備	M-07		



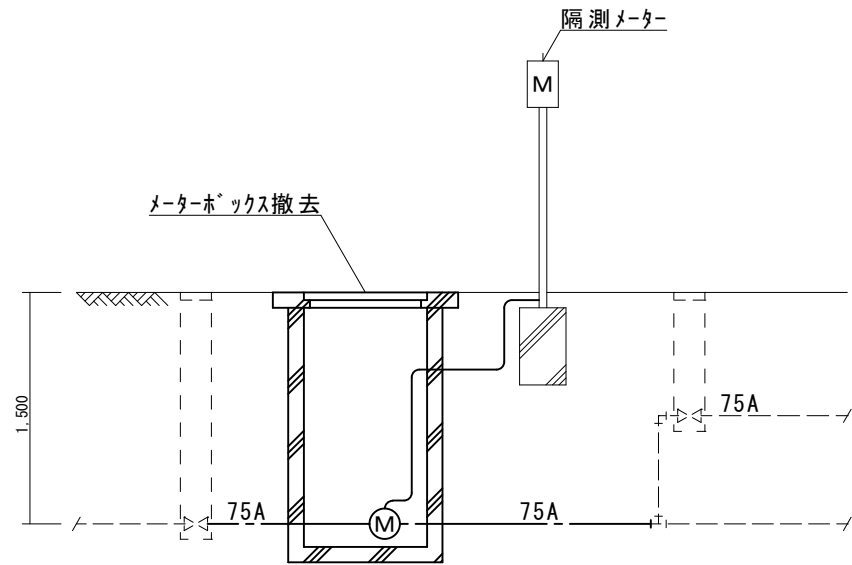
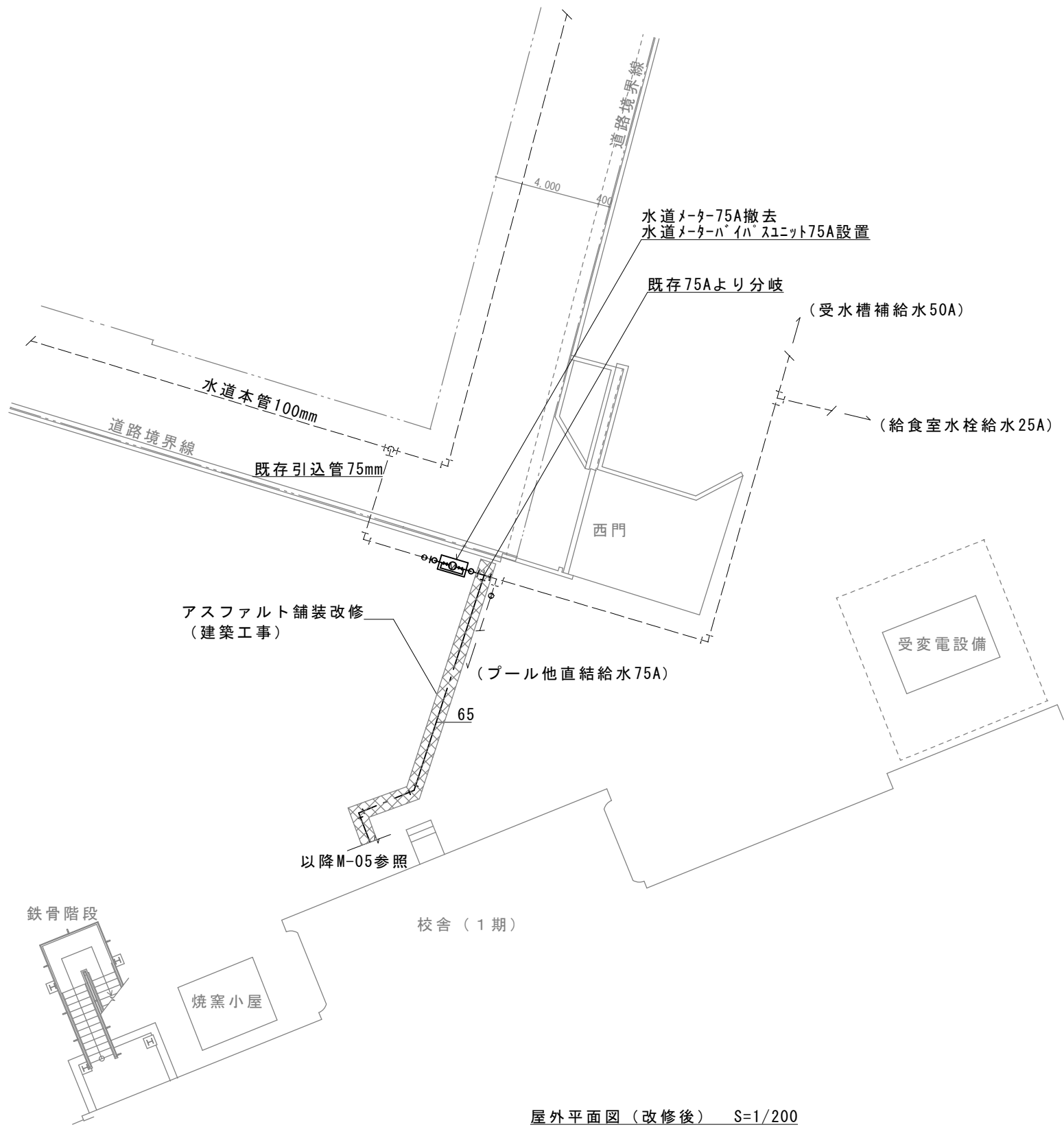
4 階平面図（改修後） S=1/400

R 階平面図（改修後） S=1/400

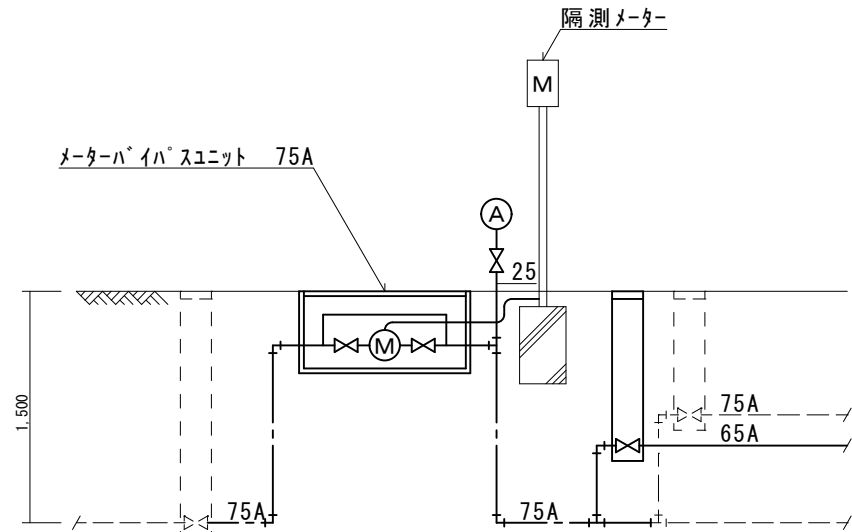
屋上配管用架台参考図 N. S

※ 太線部分の給水管類を改修する。

 株式会社 阿波設計事務所	設計 令和3年度		施工年度 令和7年度		新築・増築
	工事名 調布市立多摩川小学校給水直結化工事				
	図面タイトル		4階平面図 R階平面図 (改修後)		
	縮 尺		工事種別	図面番号	
	A3 1/400		機械設備	M-08	
一級建築士事務所 東京都知事登録 第 3 6 6 8 6 号	一級建築士 第 1 1 0 0 4 0 号 石 井 陽 一				



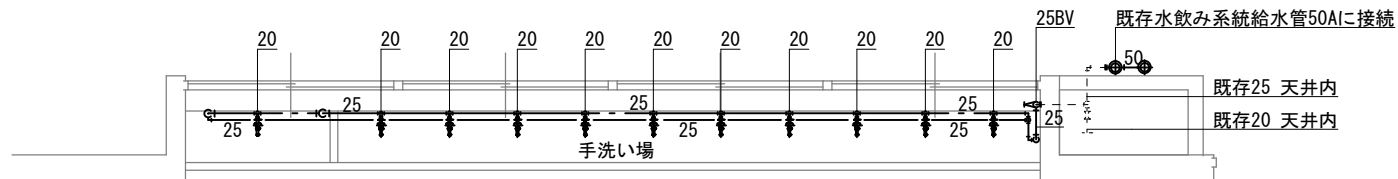
水道メーター詳細図（改修前） S=1/50



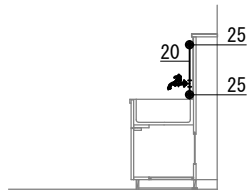
水道メーター詳細図（改修後） S=1/50

※ 太線部分の給水管類を改修する。

	株式会社 阿波設計事務所		設計 令和3年度		施工年度 令和7年度		新築, 増築			
			工事名		調布市立多摩川小学校給水直結化工事					
			図面タイトル		屋外平面図 (改修後)				水道メ-詳細図 (改修前・改修後)	
			縮 尺		工事種別		図面番号			
	一級建築士事務所 東京都知事登録 第 3 6 6 8 6 号		一級建築士 第 1 1 0 0 4 0 号 石 井 陽 一		A3 1/200		機械設備		M-09	

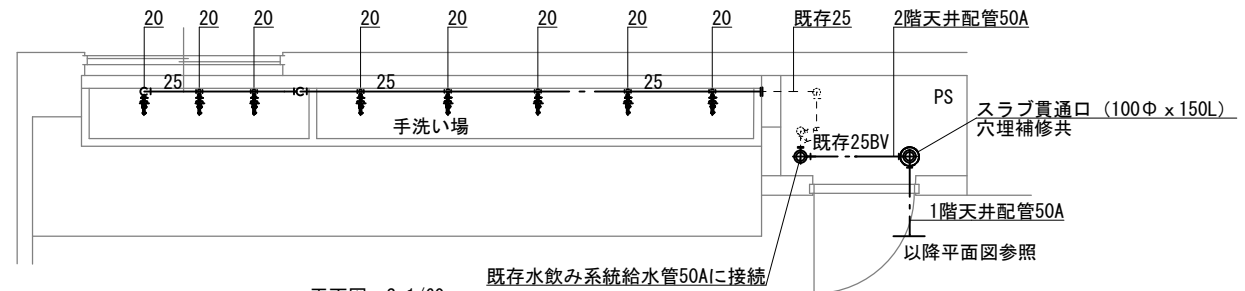


平面图 S=1/60

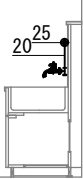


断面図 S=1/60

- * 手洗い場内水栓及び露出配管は全て撤去新設する。
- * 屋外露出管はVLP (VB) 保温+ステンラッキング* とする。
- * 屋内露出管はVLP (VB) 保温+樹脂ラッキング* とする。

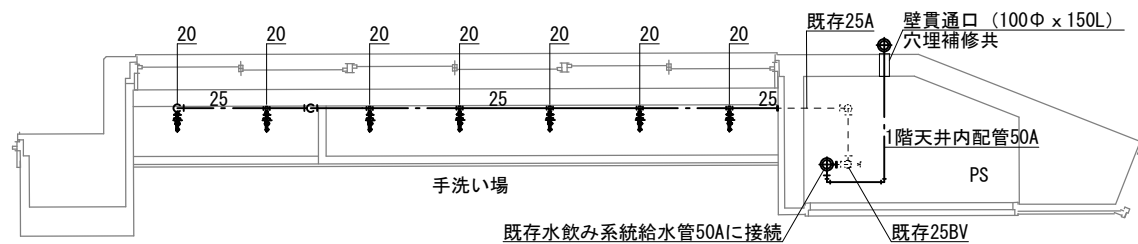


平面图 S=1/60

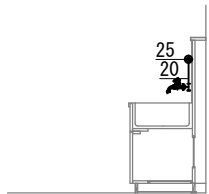


断面図 S=1/60

- * 手洗い場内水栓及び露出配管は全て撤去新設する。
- * 屋外露出管はVLP (VB) 保温+ステンラッキングとする。
- * 屋内露出管はVLP (VB) 保温+樹脂ラッキングとする。

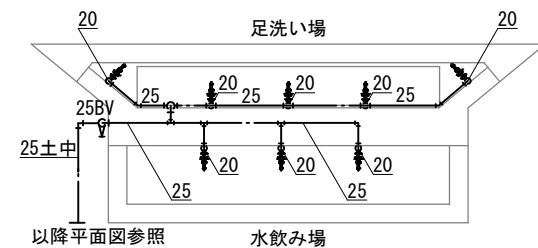


平面图 S=1/60

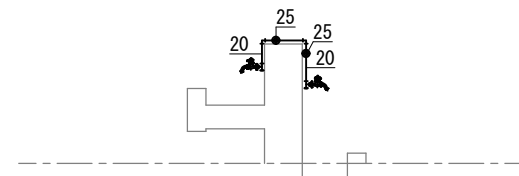


断面図 S=1/60

- * 手洗い場内水栓及び露出配管は全て撤去新設する。
- * 屋外露出管はVLP (VB) 保温+ステンラッキングとする。
- * 屋内露出管はVLP (VB) 保温+樹脂ラッキングとする。

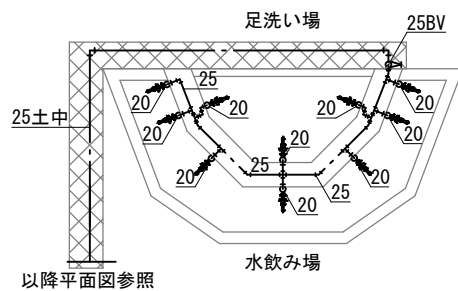


平面图 S=1/60



断面図 S=1/60

*手洗い場内水栓及び露出配管は全て撤去新設する。
*露出管はVLP (VB) 保温+樹脂ラッピングとする。

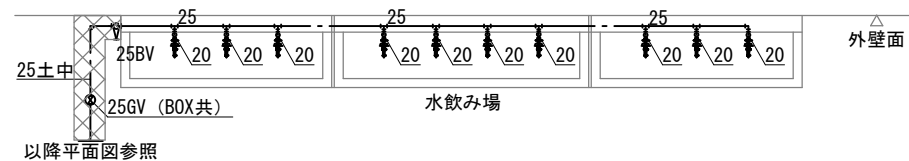


平面图 S=1/60

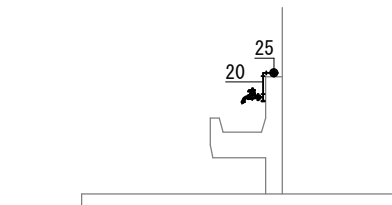


断面図 S=1/60

- *手洗い場内水栓及び露出配管は全て撤去新設する。
- *露出管はVLP (VB) 保温+樹脂ラッキングとする。



平面图 S=1/60



断面図 S=1/60

*手洗い場内水栓及び露出配管は全て撤去新設する。
*露出管はVLP (VB) 保温+樹脂ラッピングとする。

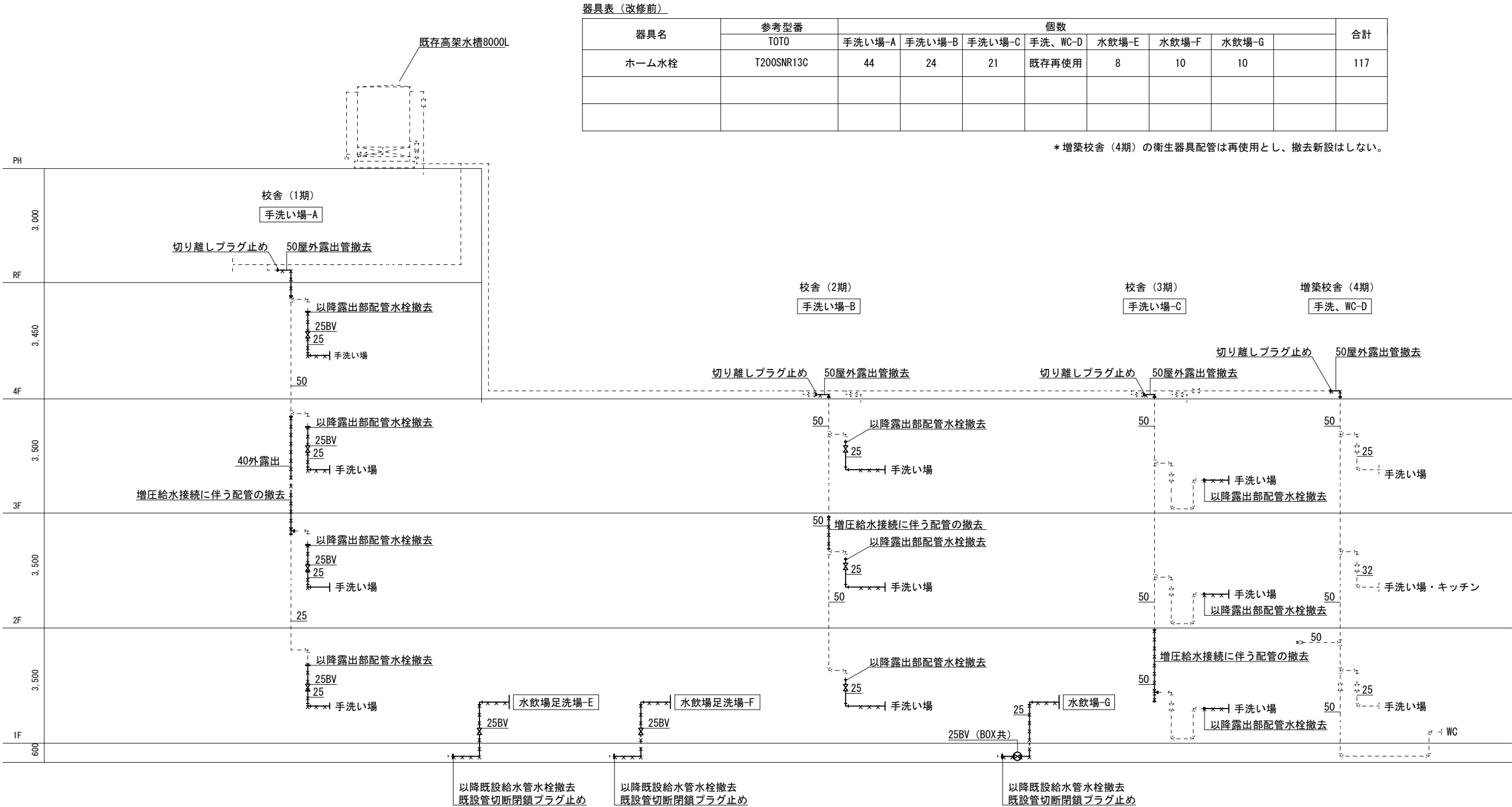


株式会社 阿波設計事務所

一級建築士事務所
東京都知事登録
第 36686 号

一級建築士 第 3 2 9 1 7 1 号
加 藤 勝 人

設計、令和3年度	施工年度、令和7年度	新築、増築
工事名	調布市立多摩川小学校給水直結化工事	
図面タイトル	手洗い場詳細図 水飲み場詳細図（改修後）	
縮尺	工事種別 図面番号	
A3 1/60	機械設備 M-10	



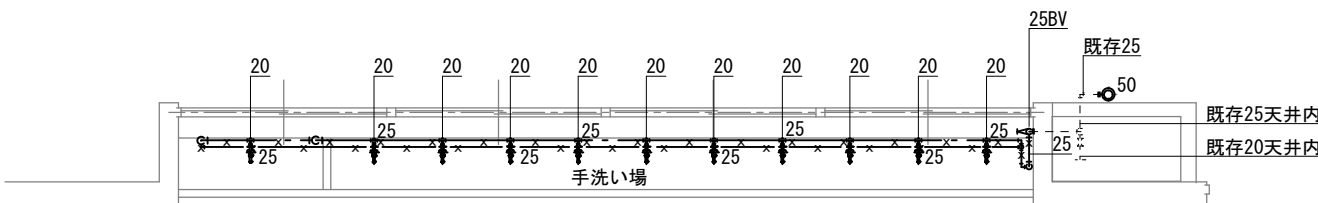
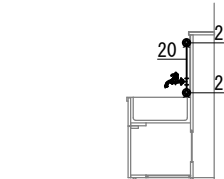
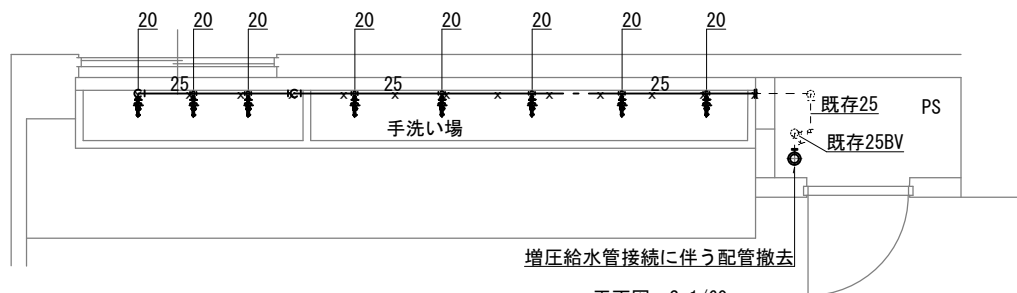
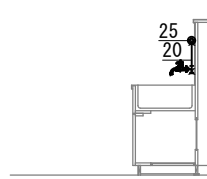
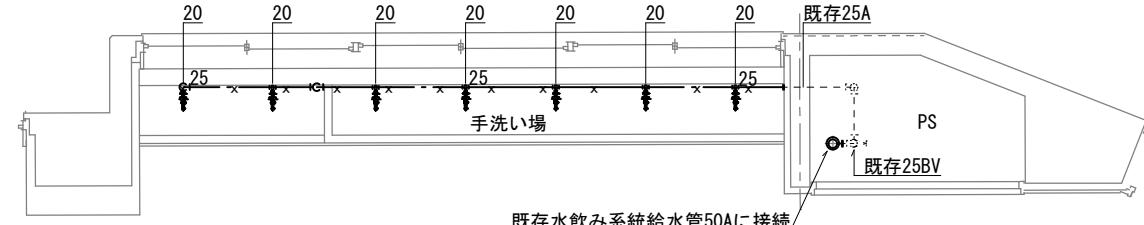
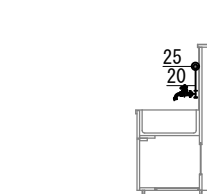
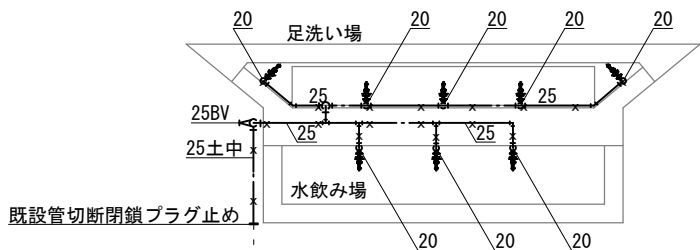
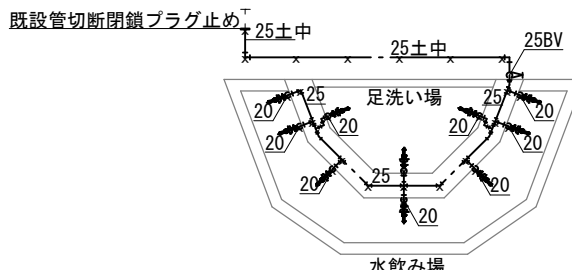
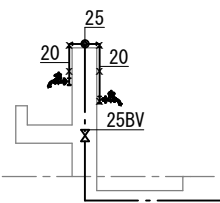
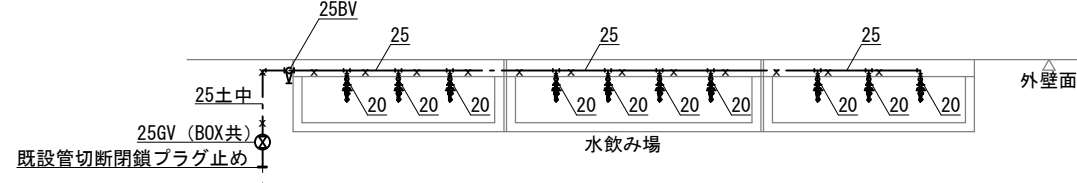
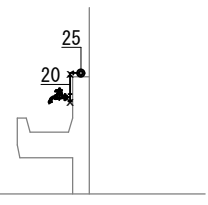
器具表（改修前）

器具名	参考型番	個数								合計
	TOTO	手洗い場-A	手洗い場-B	手洗い場-C	手洗、WC-D	水飲場-E	水飲場-F	水飲場-G		
ホーム水栓	T200SNR13C	44	24	21	既存再使用	8	10	10		117

* 増築校舎（4期）の衛生器具配管は再使用とし、撤去新設はしない。

系統図（改修前） NOSCALE

 AWAX	株式会社 阿波設計事務所		設計 令和3年度		施工年度 令和7年度		新築, 増築			
			工事名		調布市立多摩川小学校給水直結化工事					
	一級建築士事務所 東京都知事登録 第 3 6 6 8 6 号		一級建築士 第 3 2 9 1 7 1 号		図面タイトル		器具表 系統図 (改修前)			
			加藤 勝 人		縮 尺		工事種別		図面番号	
					A3 NOSCALE		機械設備		M-11	

詳細図-A	校舎内1期	手洗い場	1, 2, 3, 4階共通
 平面図 S=1/60  断面図 S=1/60 * 手洗い場内水栓及び露出配管は全て撤去する。			
詳細図-B	校舎内2期	手洗い場	1, 2, 3階共通
 平面図 S=1/60  断面図 S=1/60 * 手洗い場内水栓及び露出配管は全て撤去する。			
詳細図-C	校舎内3期	手洗い場	1, 2, 3階共通
 平面図 S=1/60  断面図 S=1/60 * 手洗い場内水栓及び露出配管は全て撤去する。			
詳細図-E	校舎1期	水飲み場、足洗場	
 平面図 S=1/60  断面図 S=1/60 * 手洗い場内水栓及び露出配管は全て撤去する。			
詳細図-F	校舎1期	水飲み場、足洗場	
 平面図 S=1/60  断面図 S=1/60 * 手洗い場内水栓及び露出配管は全て撤去する。			
詳細図-G	校舎2期	水飲み場	
 平面図 S=1/60  断面図 S=1/60 * 手洗い場内水栓及び露出配管は全て撤去する。			

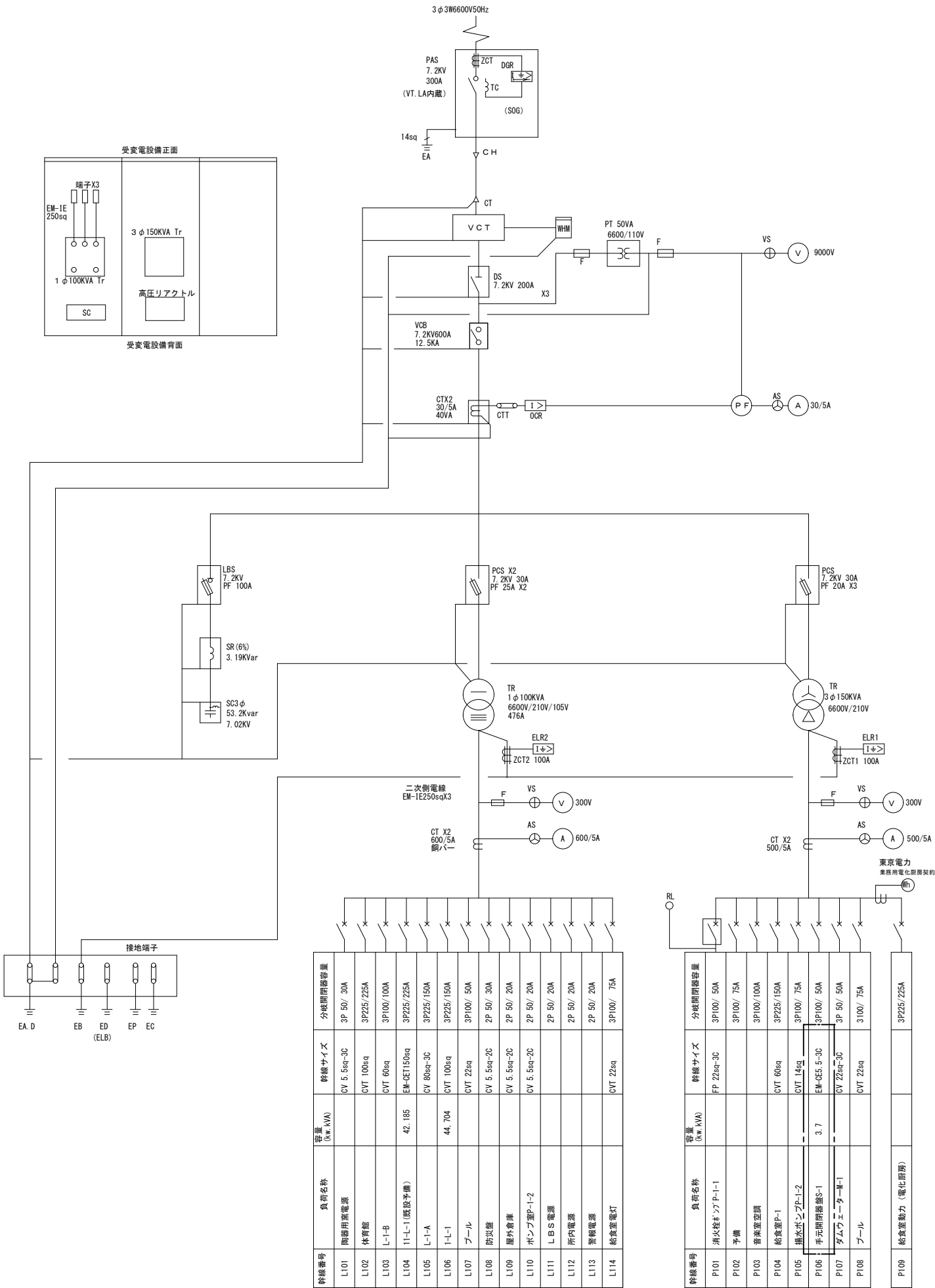


株式会社
阿波設計事務所

一級建築士事務所
東京都知事登録
第 3 6 6 8 6 号

一級建築士 第 3 2 9 1 7 1 号
加 藤 勝 人

設計 令和3年度	施工年度 令和7年度	新築・増築
工事名	調布市立多摩川小学校給水直結化工事	
図面タイトル	手洗い場詳細図 水飲み場詳細図 (改修前)	
縮尺	工事種別	図面番号
A3 1/60	機械設備	M-13

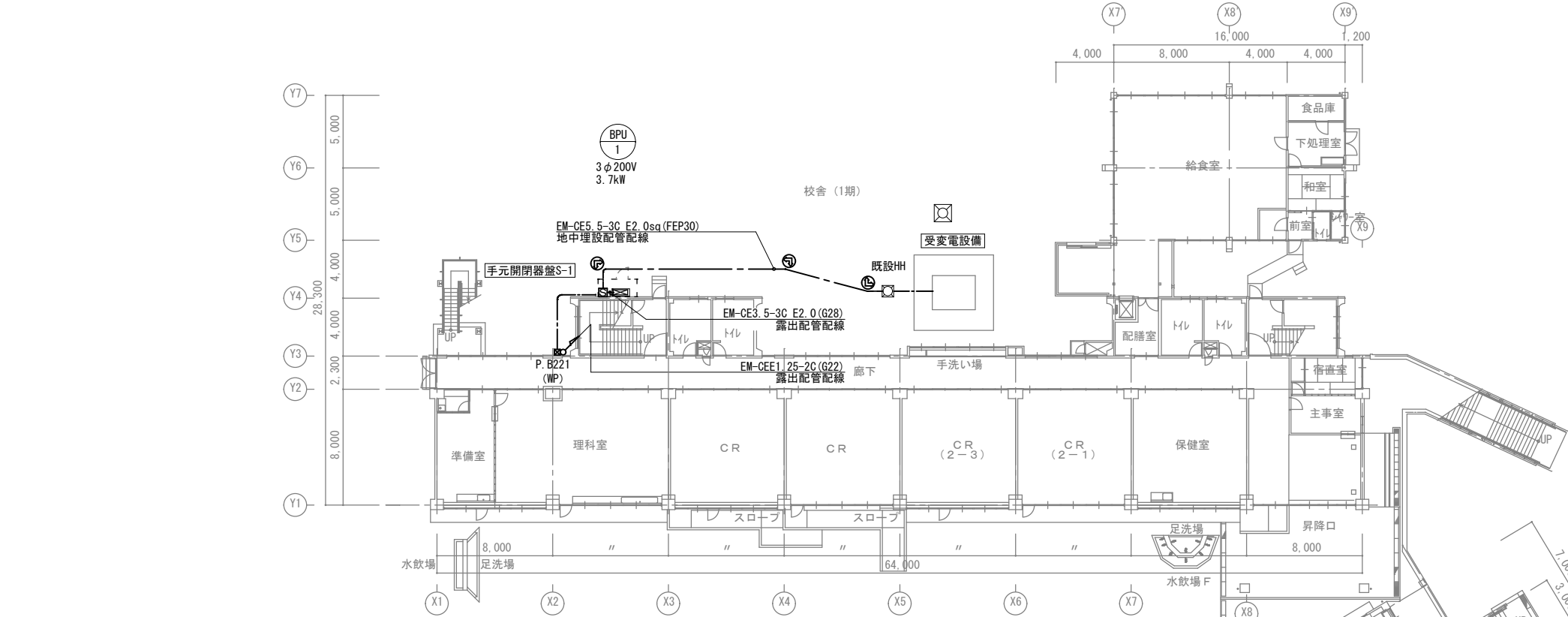


今回改修内容
P106：予備回路を手元開閉器盤S-1用に配線。
既設MCB3P 100/50ATを再使用。

ケーブルの接続は、受変電設備の点検時に実施すること。

既設受変電設備単線結線図（改修） NOSCALE

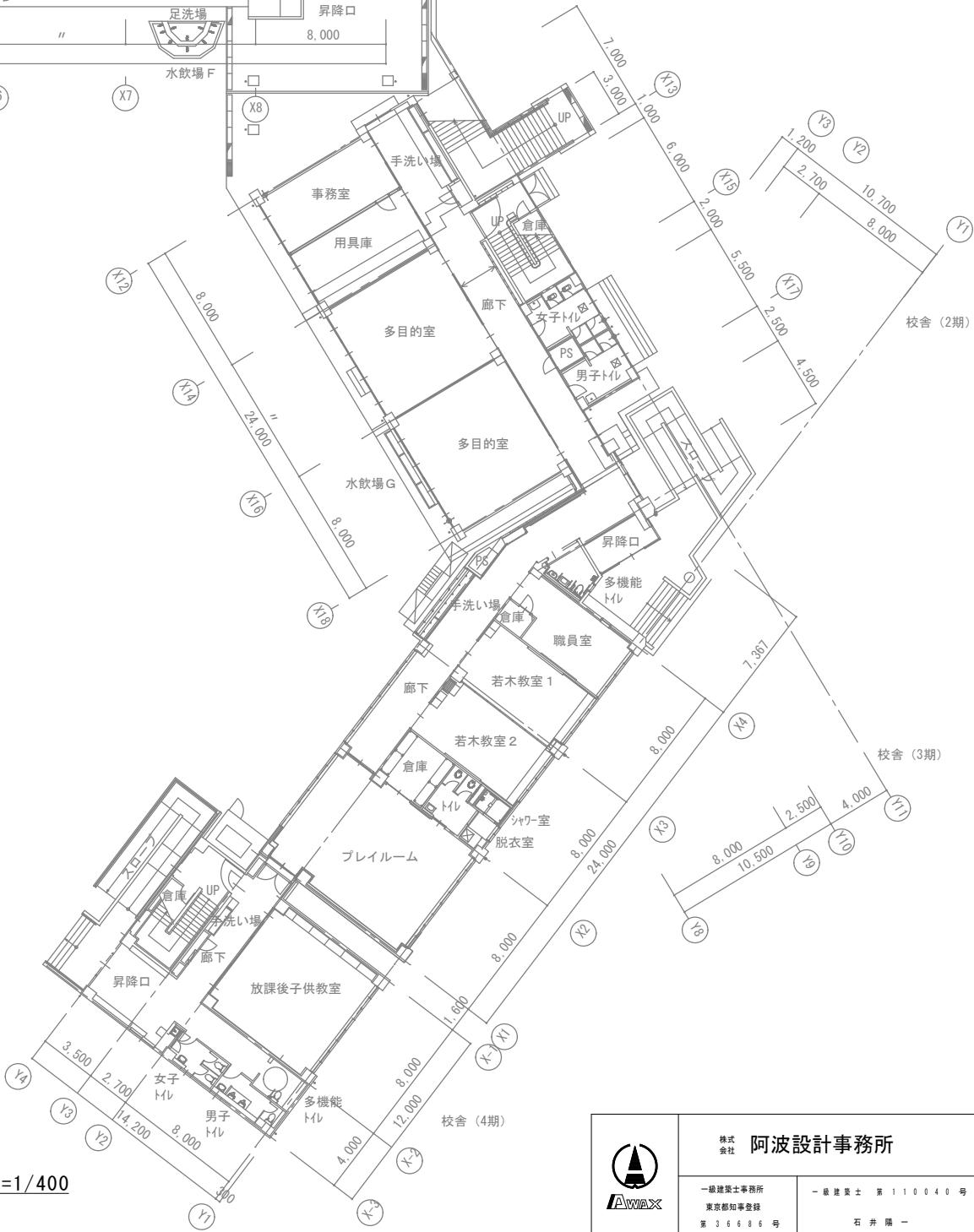
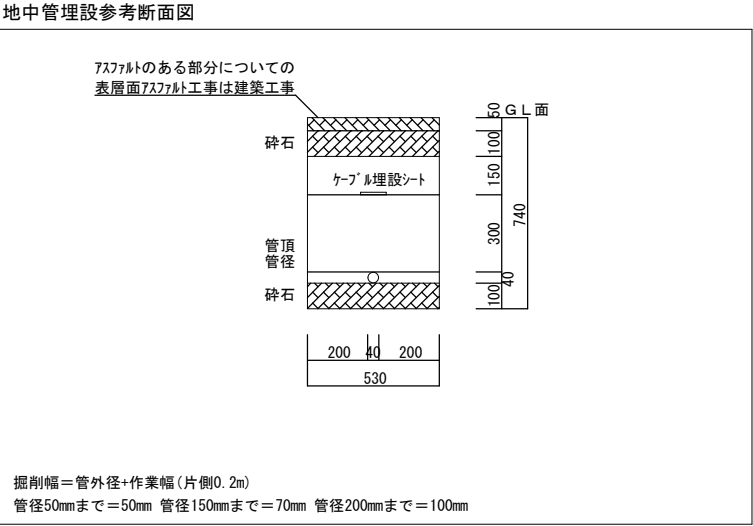
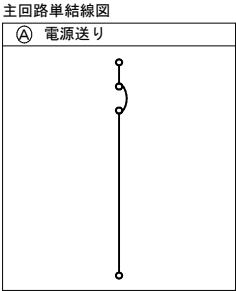
 AWAX	株式会社 阿波設計事務所		設計	令和3年度	施工年度	令和7年度	新築	増築		
			工事名		調布市立多摩川小学校給水直結化工事					
	一級建築士事務所 東京都知事登録 第36686号		一級建築士 第110040号 石井 陽一		図面タイトル		既設受変電設備単線結線図（改修）			
					縮 尺		工事種別		図面番号	
					A3 NOSCALE		電気	E-01		



凡 例		
記 号	名 称	仕 様
	手元開閉器盤S-1	屋外壁掛型
	HH	既設再使用
	P. B221 (WP)	200×200×100SUS防水型
	Ⓛ	ケーブル埋設標柱
	自火報受信機	既設再使用

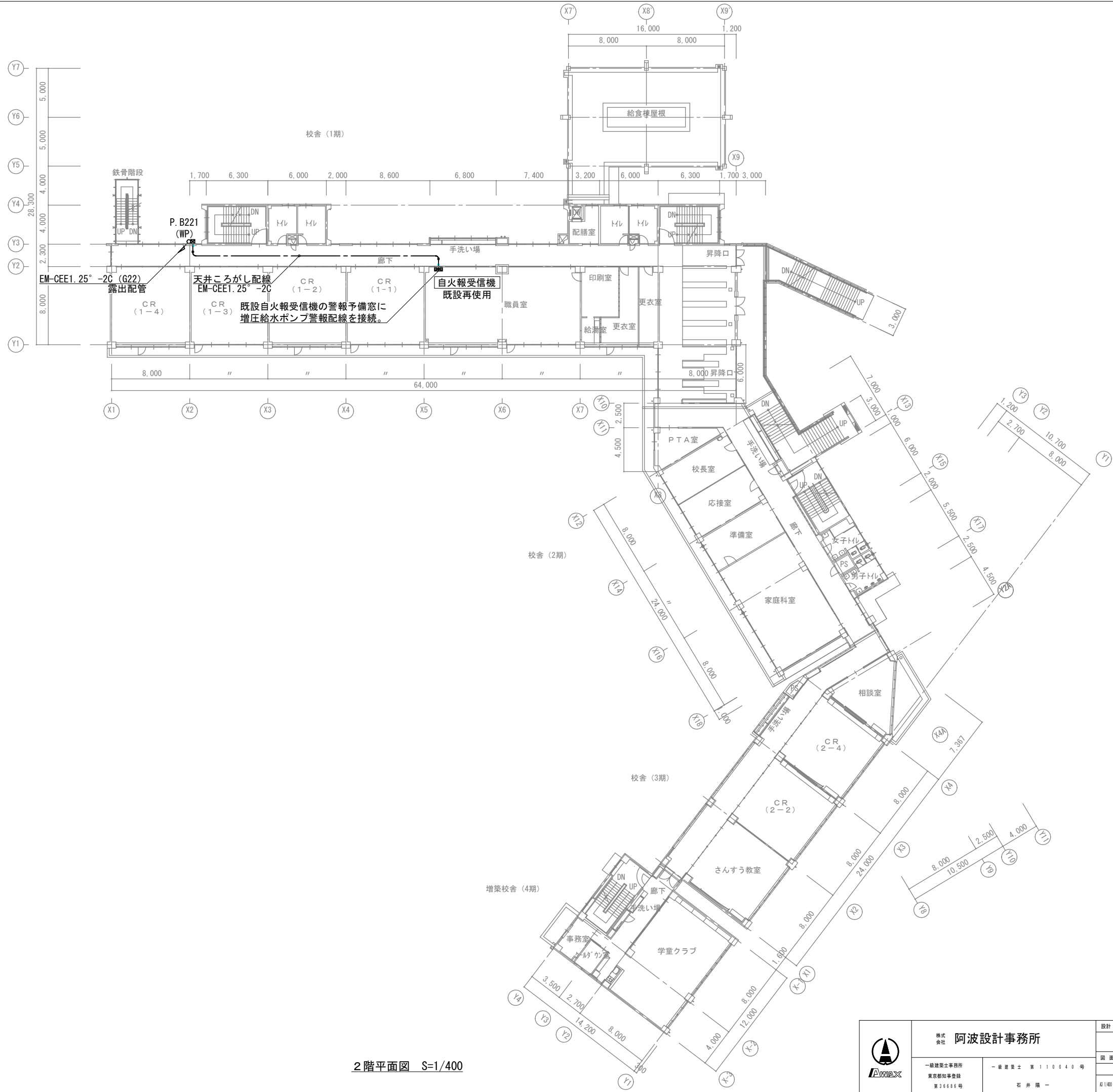
注 記		
1. 特記なき配線・配管は下記による		保護管
	露出配管配線	(G28)
	地中埋設配管配線	(FEP30)
: 区画貫通処理(国土交通大臣認定工法)とする。		
二重天井内はケーブル工事とし、立上げ・立下げ部等はP F管等にて保護。		

手元開閉器盤S-1												
盤名称、形状 設置場所	電気方式	幹線 番号	主 開 閉 器	機 器 仕 様					結線図番号		備 考	
				番号	機器記号	機 器 名 称	容量 (KW)	相	電圧 (V)	主回路		制御回路
⎓ S - 1 (銅板製壁掛型) (1階 外壁) EM-CE5. 5-3C	3 φ 3 W 2 0 0 V		MCB 3 P 5 0 / 3 0 A   PL	1		増圧給水ポンプBPU-1	3.7	3	2 0 0	(A)	屋 外	



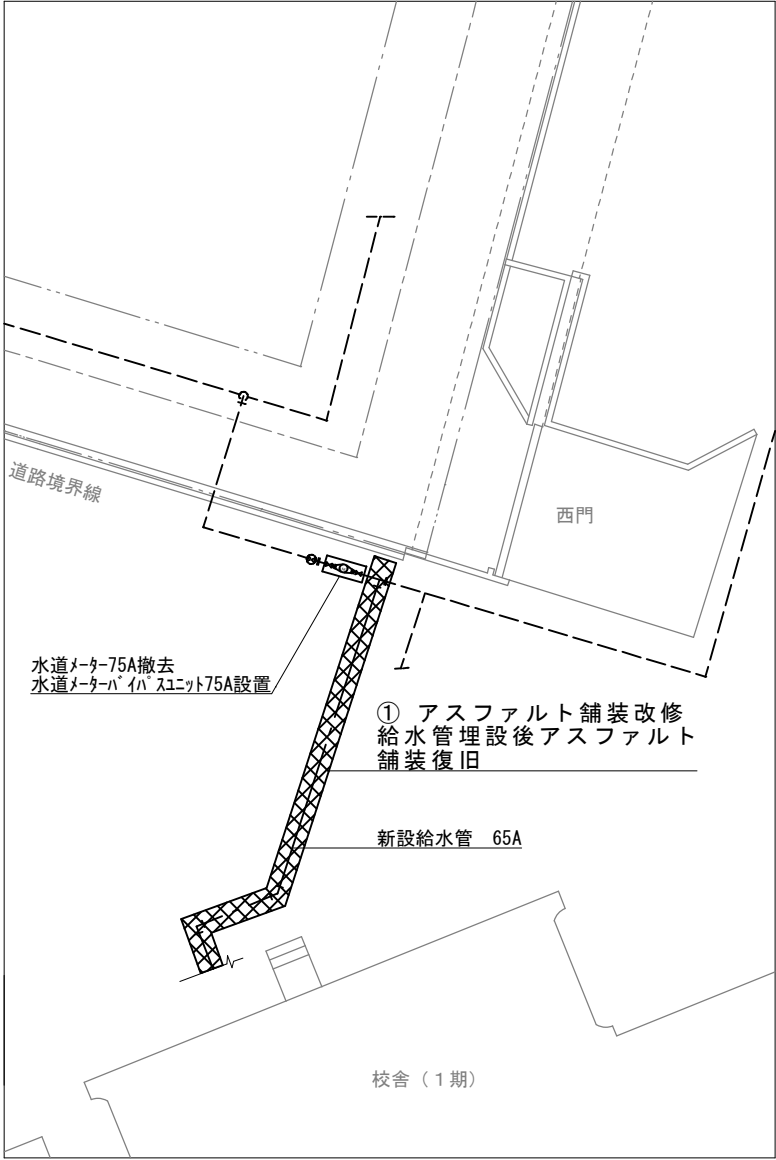
1 階 平 面 図 S=1/400

 AWAX	株式会社 阿波設計事務所		設計	令和3年度	施工年度	令和7年度	新築	増築
			工事名		調布市立多摩川小学校給水管直結化工事			
			図面タイトル		幹線・動力設備 1階平面図 (改修)			
			縮尺		工事種別	図面番号		
	一般建築士事務所 東京都知事登録 第 3 6 6 8 6 号		一 般 建 築 士 第 1 1 0 0 4 0 号 石 井 陽 一		R1040	電気設備	E-02	

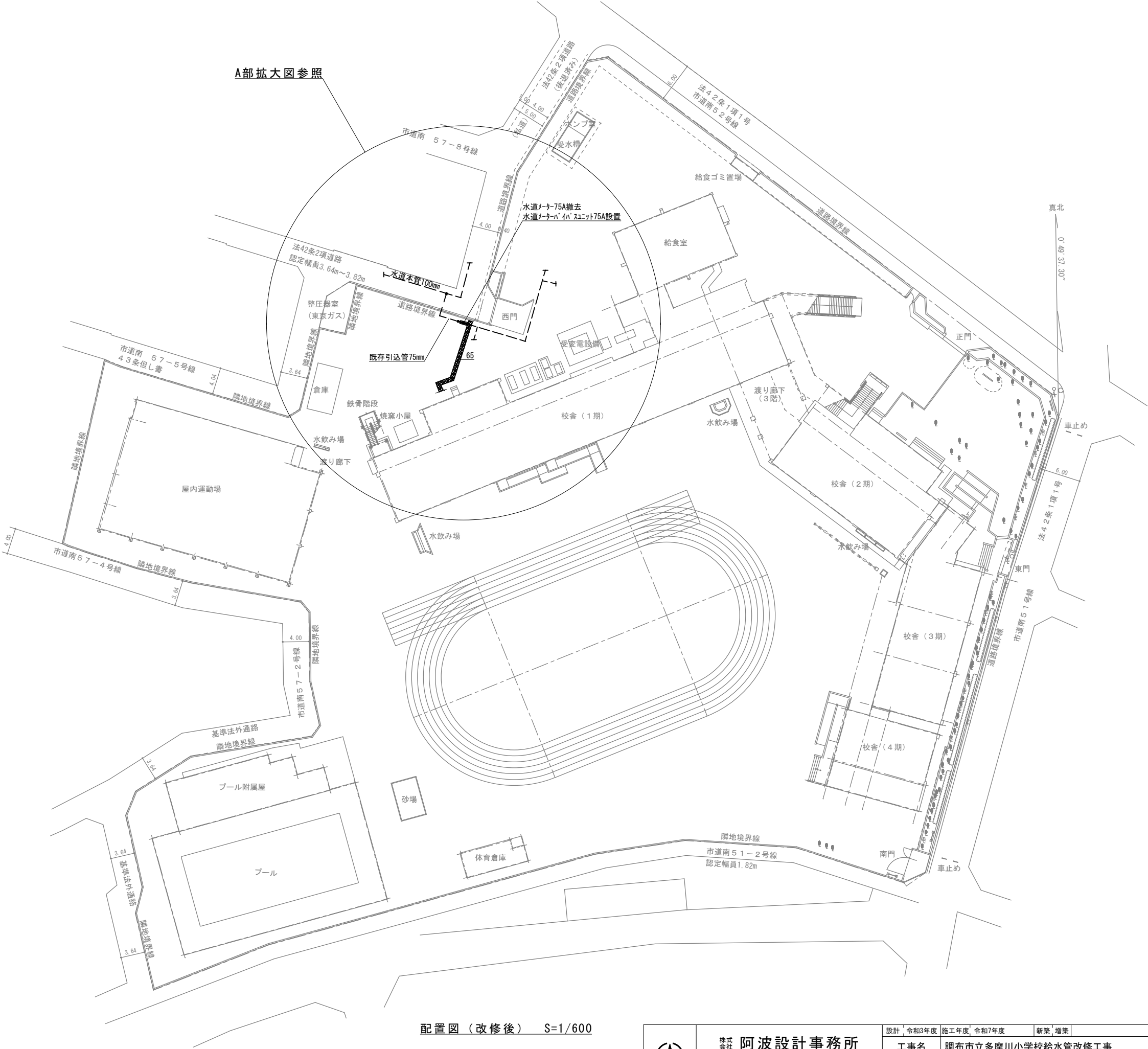


2階平面図 S=1/400

 AWAAX	株式会社 阿波設計事務所		設計	令和3年度	施工年度	令和7年度	新築	増築
			工事名	調布市立多摩川小学校給水管直結化工事				
	一般建築士事務所 東京都知事登録 第36686号		図面タイトル	幹線・動力設備 1階平面図 (改修)				
	一級建築士 第110040号 石井 陽一		縮尺	工事種別	図面番号			
1/400			電気	E-03				



A部拡大図 S=1/200



配置図（改修後） S=1/600

	株式会社 阿波設計事務所	設計	令和3年度	施工年度	令和7年度	新築	増築
		工事名	調布市立多摩川小学校給水管改修工事				
		図面タイトル	配置図（改修後）				
		縮尺	工事種別	図面番号			
一級建築士事務所 東京都知事登録 第36686号	一級建築士 第110040号 石井陽一	A3 1/600	建築	A-01			

① アスファルト舗装 改修

③ コンクリート舗装 改修

舗装等復旧断面詳細図 S=1/20	
① アスファルト舗装	② ダスト舗装
③ コンクリート舗装 改修前	③ コンクリート舗装 改修後
④ コンクリート犬走り 改修前	④ コンクリート犬走り 改修後

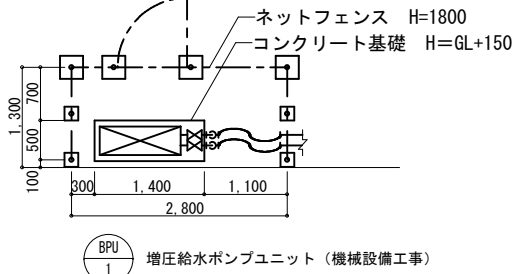
③ コンクリート舗装 改修

アルミパネル窓変更、貫通孔防水塞ぎ

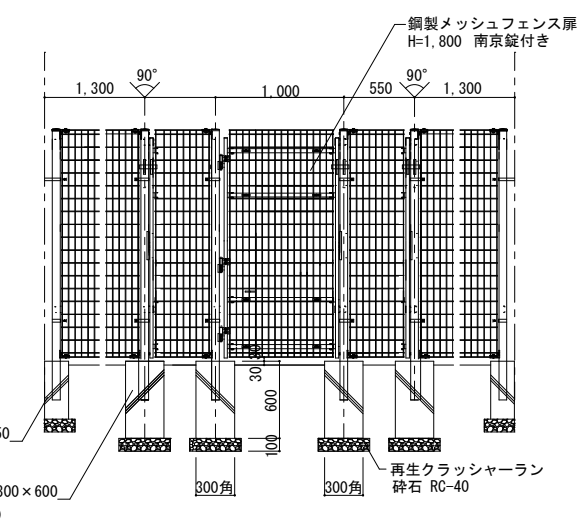
④ コンクリート犬走り 改修

④ コンクリート犬走り 改修

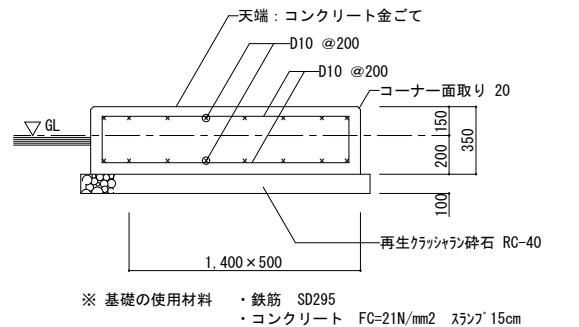
1 階平面図 (改修後) S=1/400



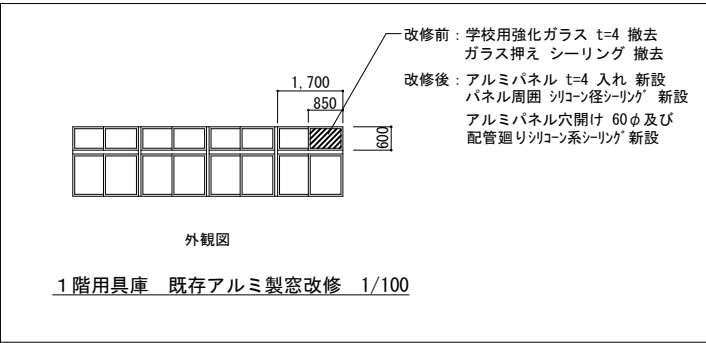
増圧ポンプユニット廻り詳細図 S=1/50



フェンス屏及び基礎詳細図 1/30



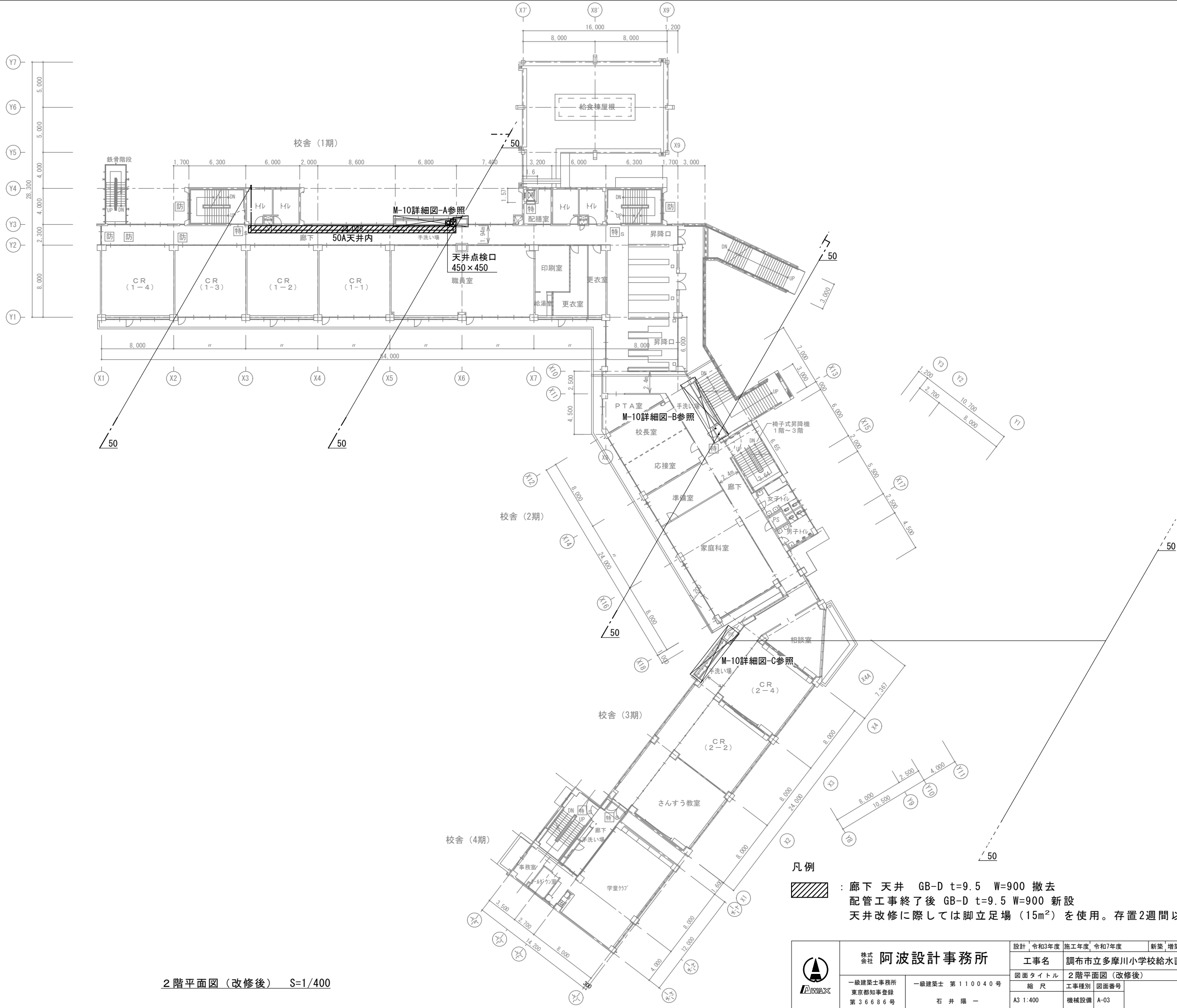
増圧給水ユニット基礎配筋図 1/20



凡例

：用具庫 天井 GB-D t=9.5 W=900 撤去
配管工事終了後 GB-D t=9.5 W=900 新設
天井改修に際しては脚立足場（15m²）を使用。存置2週間以内

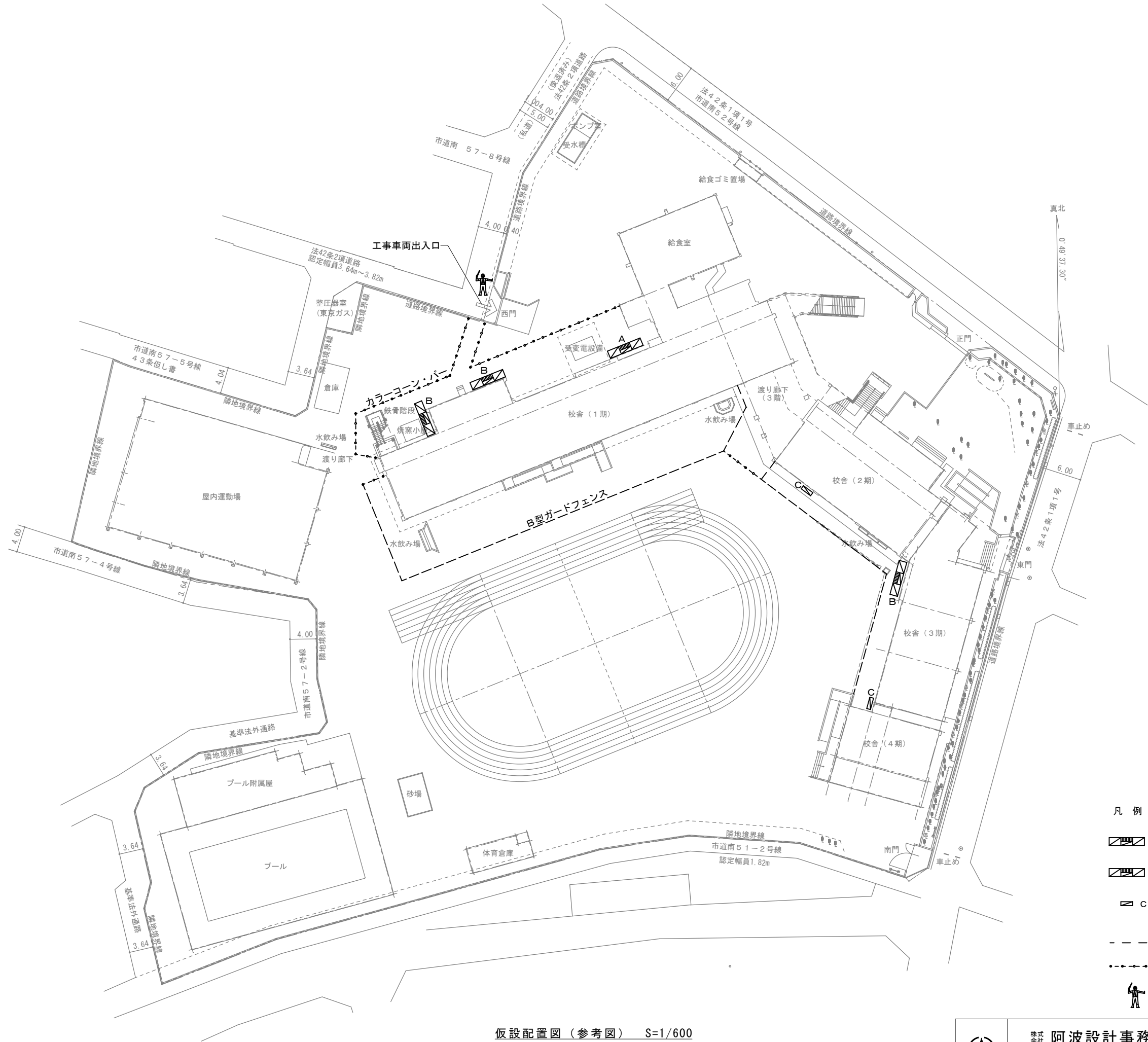
	株式会社 阿波設計事務所		設計 令和3年度		施工年度 令和7年度		新築・増築		
			工事名		調布市立多摩川小学校給水管改修工事				
			図面タイトル		1 階平面図 (改修後)				
			縮 尺		工事種別		図面番号		
	一級建築士事務所 東京都知事登録 第 3 6 6 8 6 号		一級建築士 第 1 1 0 0 4 0 号		A3 1/400		建築		A-02
		石 井 陽 一							



2 階平面図（改修後） S=1/400

凡例
：廊下 天井 GB-D t=9.5 W=900 撤去
配管工事終了後 GB-D t=9.5 W=900 新設
天井改修に際しては脚立足場（15m²）を使用。存置2週間以内

	株式会社 阿波設計事務所		設計	令和3年度	施工年度	令和7年度	新築	増築
			工事名	調布市立多摩川小学校給水直結化工事				
			図面タイトル	2 階平面図（改修後）				
			縮 尺	工事種別	図面番号			
一級建築士事務所 東京都知事登録 第 3 6 6 8 6 号	一級建築士 第 1 1 0 0 4 0 号 石 井 陽 一		A3 1:400	機械設備	A-03			



凡 例

- A

外部足場、手摺先行式式枠組足場
L1.8×W1.2×H1.7×9段=15.3m
存置期間：3週間
- B

外部足場、手摺先行式式枠組足場
L1.8×W1.2×H1.7×7段=11.9m
存置期間：3週間
- C

外部足場、手摺先行式式枠組足場
L1.8×W0.6×H1.7×1段=1.7m
存置期間：3週間
- 仮囲い、B型ガードフェンス
- カラーコーン・パー
- 交通誘導員

仮設配置図（参考図） S=1/600

	株式会社 阿波設計事務所		設計 令和3年度	施工年度 令和7年度	新築・増築
	一級建築士事務所 東京都知事登録 第36686号		一級建築士 第110040号 石井陽一		
	図面タイトル 仮設配置図（参考図）		縮尺	工事種別	図面番号
	A3 1/600		建築	A-03	